

研究成果報告書サマリー集

【令和 2 年度終了課題】

令和 3 年 5 月



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

はじめに

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、国の政策的課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究を実施しています。その研究成果を教育行政や学校での教育実践において活用していただくため、各種研修や情報普及等の様々な事業を通じて、幅広く周知するよう努めているところです。

平成 28 年度からの 5 年間は、第 4 期中期目標期間でした。文部科学省との緊密な連携の下、国の特別支援教育施策の推進に寄与する基幹研究のほか、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために、地域と協働で実施する地域実践研究を実施しました。

第 4 期中期目標期間の最終年度である、令和 2 年度は、基幹研究として、平成 30 年度及び令和元年度からの継続課題を 5 課題、令和 2 年度からの新規課題 1 課題を実施しました。地域実践研究では、指定研究協力地域と協働で、2 つのテーマに分かれて研究を実施しました。その他、各種の経年的な調査研究や外部資金による研究等も実施したところです。

令和 2 年度に終了した研究課題は、『我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究―地域と学校での主体的取組を支援する「インクル COMPASS」の提案 一』をはじめとする計 8 課題です。本誌「研究成果報告書サマリー集」は、終了した研究課題の成果の普及を目的として、研究成果報告書を簡潔にまとめ、より多くの方々に御覧いただくために、本研究所のウェブサイトに掲載するとともに、各関係機関にも冊子として配布しているものです。読みやすさを工夫して、研究課題毎に概要等を 1 ページにまとめた概略図を掲載することで、内容理解の一助としています。

第 5 期中期目標期間に入った令和 3 年度は、引き続き、本サマリー集のみならず、本研究所における研究成果をもとに作成したガイドブックやリーフレットを公開するとともに、セミナーの実施等、研究成果の普及に努めて参ります。本研究所の研究活動や特別支援教育に関する情報普及等について、皆様方の忌憚のない御批正、御助言を賜れば幸甚に存じます。よろしくお願いいたします。

令和 3 年 5 月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長 宍戸 和成

目 次

○基幹研究*（横断的研究**）

- ・我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究
—地域と学校での主体的取組を支援する「インクル COMPASS」の提案—
・・・・・・・・・・ 1
- ・特別支援教育における教育課程に関する総合的研究
—新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題—
・・・・・・・・・・ 1 1

○基幹研究（障害種別研究***）

- ・聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実にに関する研究
—乳幼児を対象とした地域連携—
・・・・・・・・・・ 1 9
- ・知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発—授業づくりを中心に—
・・・・・・・・・・ 2 7
- ・小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための
地域資源を活用した授業改善に関する研究
・・・・・・・・・・ 3 5
- ・社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究
—発達障害等の特性及び発達段階を踏まえての通級による指導等の在り方に
焦点を当てて—
・・・・・・・・・・ 4 3

○地域実践研究****

- ・インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究
・・・・・・・・・・ 5 1
- ・交流及び共同学習の充実にに関する研究
・・・・・・・・・・ 6 1

*基幹研究：文部科学省との緊密な連携のもとに行う、国の特別支援教育政策推進に寄与する研究

**横断的研究：各障害種を通じて、国の重要な政策課題の推進に対応した研究

***障害種別研究：各障害種における喫緊の課題に対応した研究

****地域実践研究：インクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域や学校が直面する課題の解決のために地域と協働で実施する研究

我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究 ー地域と学校での主体的取組を支援する「インクルCOMPASS」の提案ー

本研究の位置付けと目的及び方法

平成28年

平成29年

平成30年

令和元年

令和2年

インクルーシブ教育システム構築に関する調査と情報収集

- 国内における教委や学校等のインクルーシブ教育システム構築状況調査
- 海外調査（アメリカ・イギリス・イタリア）
- インクルーシブ教育システム構築に関する「評価指標（試案）」の作成

「インクルCOMPASS（試案）」の作成と活用の検討

- 「インクルCOMPASS（試案）（園・学校用）」の作成・改善
- 園・学校における「インクルCOMPASS（試案）」使用事例と主体的取組の事例の収集

地域と学校での主体的取組を支援する「インクルCOMPASS」の提案

- 「インクルCOMPASS（試案）（教育委員会用）」の改善・活用可能性の検討
- 園・学校の主体的取組を見出すための要件の検討

教育委員会用

「インクルCOMPASS」（6観点）の提案

- 観点1：状況把握
- 観点2：関係課（部局）、関係諸機関との連携
- 観点3：教育相談体制
- 観点4：交流及び共同学習
- 観点5：移行支援
- 観点6：研修



園・学校用

「インクルCOMPASS」（7観点）

- 観点1：体制整備
- 観点2：施設・設備
- 観点3：教育課程
- 観点4：指導体制
- 観点5：交流及び共同学習
- 観点6：移行支援
- 観点7：研修



都道府県教育委員会用

指定都市・市町村
教育委員会用

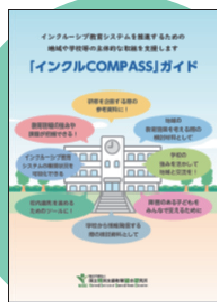
幼稚園、保育所、
認定こども園用

小・中学校、
高等学校用

特別支援
学校用

活用の可能性

- ・インクルーシブ教育システムの推進に関わる**施策の検討材料**
- ・地域のインクルーシブ教育システム構築に向けた**状況把握**
- ・都道府県教育委員会における市町村教育委員会等への**支援体制**、市町村教育委員会における園・学校への**支援状況の確認**
- ・教育委員会内での**情報共有のツール**



「インクルCOMPASS」
活用のためのガイド



園・学校の主体的
取組の事例を紹介

園・学校が主体的にインクルーシブ教育システム構築・推進に 取り組むための要件

- ★管理職のリーダーシップ
- ★機能的な校内支援体制と教職員間の相互協力体制
- ★校内研修等を通じた教職員の専門性向上と授業づくり
- ★地域に開かれ、地域と連携した特別支援教育の充実



園・学校の主体的取組を支える教育委員会の役割

- ★効率的な連携体制の整備と情報発信
- ★学校種や職種に応じた研修の企画・実施



[基幹研究]

我が国におけるインクルーシブ教育システムの

構築に関する総合的研究

ー地域と学校での主体的取組を支援する

「インクル COMPASS」の提案 ー

(令和2年度)

【研究代表者】 星 祐子

【要旨】

障害者の権利に関する条約の批准後、障害者差別解消法や改正発達障害者支援法の施行、高等学校等における通級による指導の制度化等、さまざまな法改正や制度化があった。

その中で、教育現場、そして教育現場を支える教育委員会が、それぞれの地域や園・学校におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた取組状況を把握し、さらに取り組むべき事項等が明確になる指標の必要性から、本研究「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」(平成28～令和2年度)に取り組んだ。

平成28～29年度において作成したインクルーシブ教育システム構築のための「評価指標(試案)」を、平成30年度には、研究協力機関である園・学校での試行を経て、「インクル COMPASS(試案)」として修正・改善を図り、令和元年度においては、研究協力機関における主体的取組の事例収集を行い、併せて、園・学校用「インクル COMPASS」を提案した。

そして、研究の最終年度となる令和2年度においては、研究協力機関や地域実践研究参画地域等の協力を得て、教育委員会用「インクル COMPASS(試案)」の修正を重ね、教育委員会用「インクル COMPASS」を作成し、その活用可能性について検討した。併せて、令和元年度に収集した園・学校の取組事例をまとめた事例集を刊行した。

【キーワード】

インクルーシブ教育システム、教育委員会用「インクル COMPASS」、主体的取組

【背景・目的】

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築は国の重要な政策課題であり、各地域や教育現場における取組を着実に進めることが求められている。その取組に寄与する研究として、「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」（平成 28 年度～令和 2 年度）を推進してきた。

平成 28・29 年度は、国内における教育委員会や園・学校のインクルーシブ教育システムの現状と課題に関する調査と海外におけるインクルーシブ教育システムの動向と評価指標に関する実地調査を行い、インクルーシブ教育システム構築の「評価指標（試案）」を作成した。平成 30 年度・令和元年度の 2 年間は、研究協力機関（教育委員会、園、小・中学校、高等学校、特別支援学校）の協力を得て、園・学校用「インクル COMPASS」とその活用例を提案した。

インクルーシブ教育システムの構築においては、園・学校での取組と共に、それを支える教育委員会の役割は非常に大きく、教育委員会は、学校設置者として、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に関する基本的な計画を策定するなどして、各園・学校における教育支援体制や施設設備の整備・充実等に努めることが重要である。そのためには、インクルーシブ教育システム構築に関わる域内の状況を、適切に把握することが必要となってくる。また、教育委員会では、地域のインクルーシブ教育システムの構築・推進のため、特別支援教育の主管課のみならず、高等学校や義務教育等の主管課との連携のもとに、取組を進める必要がある。さらに、都道府県及び市町村レベルにおいて、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワークを構築する必要がある。

これら、園や学校のインクルーシブ教育システムの構築・推進を支え、地域における理解啓発を図っていくためのツールとして教育委員会用「インクル COMPASS」を作成し、活用方法を提案することを令和 2 年度の目的とした。

具体的には、以下の通りである。

- ① 研究協力機関を始めとした教育委員会の協力を得て、教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」の改善を行うとともに、その活用方法を検討する。
- ② 園・学校、地域がインクルーシブ教育システム構築のための主体的取組を見出すための要件について考察する。
- ③ 研究協力機関の園・学校での「インクル COMPASS」の使用とそれに基づくインクルーシブ教育システムの推進に向けた主体的取組についてまとめた事例集を作成する。

【方法】

1. 教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」の改善と活用方法の検討

教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」で設定していた観点・内容を教育委員会の各役割に基づいて研究チーム内で再検討し、修正案を作成し、所内の教育委員会指導主

事経験者、研究協力機関、研究協力者、及び地域実践研究参画地域等からの意見を反映し、再度、修正を行った。さらに、研究協議会での研究協力者、研究協力機関からの意見、及び都道府県・指定都市・中核市教育委員会からの意見や要望等を反映し、研究チーム内での協議を経て、教育委員会用「インクル COMPASS」を作成した。加えて、研究協力者・機関、各教育委員会から教育委員会用「インクル COMPASS」の具体的な使用方法について意見を求め、検討材料とした。併せて、園・学校及び教育委員会での「インクル COMPASS」の活用を図るために、ガイドを作成した。

2. 主体的取組を見出すための要件についての検討

令和元年度において、研究協力機関である園・学校の取組事例から主体的取組のポイントや方向性を検討したが、それに加え、5年間の地域実践研究の取組と成果、また、園・学校の主体的取組を支えるために期待される教育委員会の役割等を踏まえ、主体的取組を見出すための要件について検討した。

3. 事例集の作成

令和元年度に研究協力機関から収集した園・学校用「インクル COMPASS」を活用した主体的取組の事例について、各取組の特徴とポイントを抽出し、研究協力機関に確認の上、分かりやすく事例としてまとめた。

【結果と考察】

1. 教育委員会用「インクル COMPASS」の提案

教育委員会用「インクル COMPASS（試案）」で設定していた観点・内容について、研究協力機関、研究協力者、地域実践研究参画地域、及び都道府県・指定都市・中核市教育委員会等からの意見や要望等を反映し、研究チーム内で検討を行い、教育委員会用「インクル COMPASS」を作成した。なお、当初は、「都道府県・指定都市教育委員会」と「市町村教育委員会」に分けていたが、指定都市教育委員会が担っている役割が市町村教育委員会に準じていること、指定都市教育委員会から市町村教育委員会と同項目で活用に支障がないとの意見を踏まえて、指定都市・市町村教育委員会を並列することにした。表1に、完成版の教育委員会用「インクル COMPASS」を示した。

「インクル COMPASS」は、「教育委員会、園・学校がインクルーシブ教育システム構築に向けて、それぞれが実施している取組の現状を把握し、課題や今後の方向性を見出すことのできるもの」をコンセプトにしている。それに加え、教育委員会用「インクル COMPASS」のコンセプトについては、教育委員会の果たすべき役割や機能を踏まえて、「インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進のために、教育委員会が果たすべき役割や機能を把握することで、域内のインクルーシブ教育システム構築・推進に関わる基本的な計画の策定や体制整備・充実のための検討資料として使用するものとする。」とした。

表 1 都道府県教育委員会用と指定都市・市町村教育委員会用の観点・項目の内容

観点	項目	
	都道府県教育委員会	指定都市・市町村教育委員会
1. 状況把握	1-1. 高等学校の状況の把握 1-2. 園や小・中学校の特別支援教育の状況の把握	1-1. 障害のある子供や特別な支援を必要とする子供の把握 1-2. 特別支援学級や通級による指導の実施状況の把握 1-3. 通常の学級における支援状況の把握 1-4. 校内（園内）支援委員会の設置・運営状況の把握
2. 関係課（部局）、関係諸機関との連携	2-1. 教育委員会内での関係課（部局）との連携 2-2. 関係諸機関との連携	2-1. 教育委員会内での関係課（部局）との連携 2-2. 関係諸機関との連携
3. 教育相談体制	3-1. 教育相談体制の整備 3-2. 特別支援学校のセンター的機能の活用	3-1. 早期からの教育相談 3-2. 継続的な教育相談 3-3. 専門家の活用
4. 交流及び共同学習	4-1. 地域全体で取り組むための連携・調整 4-2. 地域への理解・啓発のための情報発信 4-3. 教職員の意識向上のための研修の企画・実施	4-1. 地域全体で取り組むための連携・調整 4-2. 地域への理解・啓発のための情報発信 4-3. 教職員の意識向上のための研修の企画・実施
5. 移行支援	5-1. 就学相談・支援 5-2. 「学びの場」の柔軟な見直し 5-3. 就労支援	5-1. 就学相談・支援 5-2. 「学びの場」の柔軟な見直し
6. 研修	6-1. すべての指導主事の理解・専門性の向上 6-2. 市町村の教育相談担当者の専門性の向上 6-3. 各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上	6-1. すべての指導主事の理解・専門性の向上 6-2. 市町村（政令指定都市を含む）の教育相談担当者の専門性の向上 6-3. 各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上 6-4. 特別支援学級、通級による指導の担当者の専門性の向上

2. 教育委員会用「インクル COMPASS」の活用の可能性

(1) インクルーシブ教育システムの推進に関わる施策の検討材料

教育委員会において、域内のインクルーシブ教育システムの構築・推進に向けた施策を検討するためには、教育委員会としての取組状況を把握することが大切であり、その状況の把握に際して、教育委員会用「インクル COMPASS」を活用して教育委員会での取組状況を振り返るとともに、具体的な取組や重点的取組の検討資料、さらには、教育振興基本計画の立案時に活用されることを期待したい。

都道府県・指定都市・中核市教育委員会から寄せられた具体的な使用方法としては、取組のバランスをみることができる、弱点が把握できるといった取組状況の把握と併せて、課題を見出すことができる、今後の方向性の確認に使用できるとの意見が出されていることから、教育委員会としての取組状況を把握し、今後取り組むべきことを検討する際の材料として活用できるのではないかと考えている。

また、特別支援教育担当者が複数の業務を掛け持ちしていたり、担当者が必ずしも教育関係経験者とは限らなかったりといった状況にある市町村では、役割の確認や優先順位を検討する上でのツールとして活用することも可能ではないかと考えている。

各教育委員会の規模や実情を踏まえながら、定期的・継続的な活用によって、進捗状況を把握することが可能となり、取組の方向性を考える上での検討材料となると考える。なお、ナビゲーションシートには、「重点的取組の方策案」として掲げた取組をどのくらいのスパンで考えるのか、「長期的取組」「短期的取組」として年限を記入する欄を設けることによって、予算を含め、方策に具体性・計画性が持てるようにした。

(2) 地域のインクルーシブ教育システム構築に向けた状況把握

教育委員会においては、教育委員会としての取組状況を把握することと併せて、学校設置者として、域内の園・学校等でのインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の現状と課題について情報を収集し、施策を検討する必要がある。その際、教育委員会用「インクル COMPASS」とともに、園・学校用「インクル COMPASS」を活用して、地域の園や学校で広く取組を検証し、その結果を収集・分析することで地域全体のインクルーシブ教育システム推進に向けた実施状況を把握することができるのではないかと考える。教育委員会用「インクル COMPASS」と園・学校用「インクル COMPASS」は、それぞれの役割を踏まえながら、関連性を持たせたチェック項目を設けているため俯瞰してみることもできるのではないかと考えている。

(3) 都道府県教育委員会における市町村教育委員会等への支援体制、市町村教育委員会における園・学校等への支援状況の確認

教育委員会用「インクル COMPASS」の作成に当たっては、都道府県・指定都市・市町村の各教育委員会の役割や機能等を踏まえて項目の検討を行った。併せて、園・学校の取組を支援する教育委員会の役割を整理しながら、項目を検討し、関連性を持たせたチェック項目を設けた。

例えば、就学相談、就学先決定に係る支援体制の整備についても、都道府県及び市町村教育委員会の機能と役割を踏まえ、教育委員会用「インクル COMPASS」を活用することで、チェックできるようにした。また、教育委員会の役割として、域内の教職員の特別支援教育に関する理解や専門性に係る現状と課題を把握し、必要な研修等の機会を設定することが求められているが、園・学校用「インクル COMPASS」を研修材料として使用し、教職員のインクルーシブ教育システムに関する専門性の向上に期するとともに、それによって、教育委員会として域内の園や学校等の課題等の把握が可能ではないかと考える。

（４）教育委員会内での情報共有のツール

インクルーシブ教育システムの構築の現状や方策等の検討に当たっては、教育委員会内の連携や共通理解が必要である。教育委員会の各部局で分担、あるいは共同でチェックを行う、そして、関係部局で協議するということが大切ではないかと考える。地域における体制整備を進めるためには、教育委員会において、特別支援教育の主管課のみならず、高等学校や義務教育等の主管課との連携のもとに、取組を進める必要がある。さらに、都道府県レベル及び市町村レベルでの教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワークを構築する必要がある。そのためのツールとして、教育委員会用「インクル COMPASS」が活用できるのではないかと考える。

３．園・学校が主体的にインクルーシブ教育システム構築・推進に取り組むための要件 ー「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」と地域実践研究の研究成果からー

（１）管理職のリーダーシップ

インクルーシブ教育システムの構築・推進に向けては、学校経営方針に明確に打ち出すことが組織的な取組を推進することになるが、これには管理職のインクルーシブ教育システムに対する理解と特別支援教育の推進の必要性への意識が不可欠である。

管理職が園・学校のビジョンを明確に示すことが、特定の担当者だけではなく、全校（全園）で組織的に取り組む意識を高揚させていき、組織的に取り組む意識や雰囲気が校内に波及することで教職員間の結束力が高まり、ひいては機能的な校内支援体制につながっていくと考えられる。

（２）機能的な校内支援体制と教職員間の相互協力体制

特別支援教育の推進を担う部署の分掌への位置付け、校内委員会等の定期的な開催、特別支援教育コーディネーターの校内連携の調整役としての役割等が特別支援教育の推進のための体制整備の要素として挙げられるが、様々な取組を進める上で基盤となるのは、校内（園内）支援体制が整備されていることである。さらに、整備した体制が機能するためには、校内支援の中核を担う特別支援教育コーディネーターの役割だけではなく、全教職員が子供たちの多様性を尊重し、特別支援教育について理解した上で共に支援に臨むことが不可欠である。

地域実践研究では、校内委員会を活用して特別な支援を要する子供の気づきと配慮を校内で共有することで、支援・配慮を検討している学校が見られた。校内委員会等の個々の教員の気づきの共有や協議の場は新たな気づきにつながることで、また、日常的な情報交換を通じて、教職員が特別支援教育の視点による子供理解を深めることで、様々な課題に対応できるチームとしての学校力につながることで報告されている。教職員間の相互協力と校内支援体制の機能化は、両輪であると言えよう。

（３）校内研修等を通じた教職員の専門性向上と授業づくり

研究協力機関と地域実践研究参画地域ともに、研修の必要性に対する意識の高さが認められた。この背景には、「特別な支援を要する子供の指導に困っている教職員がいる」、「全ての教職員が特別な配慮を要する子供の実態や対応について共通理解し、誰でも担当できるようにする」といったように研修を通して専門性を高めたいという課題意識があった。

全ての子供が安心して授業に参加できるようになることをめざした上で、各教員の障害や特別な配慮を要する子供への指導・支援に関する事例の蓄積とその活用は、学校全体としての特別支援教育の専門性の向上につながっていくと考えられる。

（４）地域に開かれ、地域と連携した特別支援教育の充実

地域に向けて特別支援教育について発信すること、それには特別支援学校の果たす役割が大きい。研究協力機関では、特別支援学校のセンター的機能の取組として、学校の Web サイトを活用して地域住民等に情報発信を行っていた。また、学校見学や巡回相談、研修協力の依頼方法等についての紹介、検査用具や書籍の紹介、貸出に関する情報も掲載して、地域の園や学校等の教職員への支援や情報提供に取り組んでいた。これに関連して、地域実践研究では、センター的機能によってどのような支援ができるのか具体的に周知することの必要性を指摘している。

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（2021）の報告には、新しい時代の特別支援学校施設の役割として、地域の災害時の避難所としての役割が求められる場合のほか、地域の障害者の文化・スポーツ活動の拠点としての役割が求められる場合等もあり、こうした役割を果たすための施設等の在り方についても特別支援学校施設整備指針等を通して示していくことが重要であると示されている。つまり、特別支援学校には、共生社会の形成を見据えた地域におけるコミュニティの役割が求められている。特別支援学校、そして在籍する子供たちが地域の一員として生きていくことができるように、地域に開かれた学校として地域とのつながりを活かした教育活動を展開することを通して、その存在と教育活動の意義について理解を図ることが大切である。

4. 園・学校のインクルーシブ教育システムの構築・推進の主体的取組を支える

教育委員会の役割－地域実践研究の研究成果から－

教育委員会用「インクル COMPASS」の各観点（観点 1. 状況把握、観点 2. 関係課（部局）、関係諸機関との連携、観点 3. 教育相談体制、観点 4. 交流及び共同学習、観点 5.

移行支援、観点6．研修）とその項目には、インクルーシブ教育システムの構築・推進に向けて、各教育委員会が押さえておく必要のある事柄や着手することが望まれる事項を取りまとめた。

以下に、地域実践研究に参画した教育委員会の課題と取組を踏まえて、園・学校のインクルーシブ教育システムの構築・推進に関わる主体的取組を支えるために、教育委員会がより一層、注力していくことが期待される事項を挙げる。

（１）効率的な連携体制の整備と情報発信

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（2021）の報告には、一つの学校が多くの関係機関と連携することも多いことから、自治体を中心となって、互いの窓口を明確にすることで連携を容易にしたり、関係機関が集う協議会を活用して意識的に情報共有を行ったりする等、効率的な連携体制の構築が望まれるとの記載がある。地域実践研究においても、関係機関が連携した切れ目ない支援の充実のために、例えば、県内地区の特別支援学校を事務局とする「地区特別支援連携協議会」を設置して関係機関との連携の円滑化を図る取組や、障害の有無に関係なく配慮を要する子供に対して切れ目なく支援が行われるような情報共有の仕組みづくり、連携マップを作成して連絡窓口を明確化する取組が行われていた。このように、学校と関係諸機関との連携協力が円滑に行われるように体制を整備・充実させることが、地域と連携した学校の取組を拡充していくと考える。

（２）学校種や職種に応じた研修の企画・実施

地域実践研究では、特別支援教育推進のための取組として校内支援体制の充実と多様な教育的ニーズのある子供の学びを保障する学校づくりとして、校内研修を通して授業の質の向上をめざす取組が見られた。学校現場においては、業務の多忙化や働き方改革により、研修の時間を確保することが難しくなっている。このため、効率的に研修が行えるような工夫として、特別支援教育センターの Web サイトにハンドブックやリーフレット等を掲載して、教員が必要な時に必要な情報を得ることができるようにするなど、従来の研修方法にとらわれない柔軟な取組が報告されているが、学校種や職種に応じた多様で効率的な研修を充実させることで、園・学校のインクルーシブ教育の構築・推進が図られていくと考えられる。

【成果の活用】

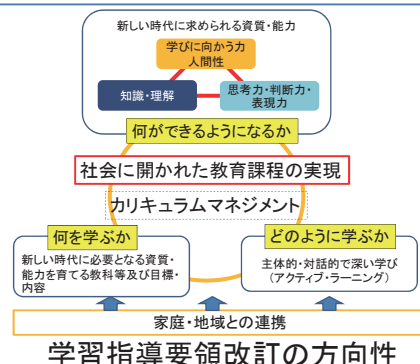
研究成果については、以下の公表・取組を行い、活用を図った。

- ・園・学校用「インクル COMPASS」及び「インクル COMPASS」ガイドの HP への掲載
- ・園・学校用「インクル COMPASS」を活用した事例をまとめた冊子（「ここにヒントがある！インクルーシブ教育システムを進める 10 の実践」）、ガイド、リーフレットの作成。
- ・研究所セミナー及びインクルーシブ教育システム普及セミナーでの報告。
- ・日本特殊教育学会での自主シンポジウム、「季刊特別支援教育」等雑誌への掲載。今後、教育委員会用「インクル COMPASS」と併せて、普及活用を図っていく予定である。

特別支援教育における教育課程に関する総合的研究 —新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題— 基幹研究(横断的研究) 平成30～令和2年度

研究の背景

中央教育審議会(2016)は、一人一人の子供に応じた指導の一層の充実を目指し、育成を目指す資質・能力の基本的な考え方を通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校で共有する必要性を指摘した。これに伴い平成29・30・31年告示の学習指導要領では、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導における特別的教育課程の編成、実施の在り方、通常の学級における指導や支援の在り方が示され、特別支援教育の一層の充実が求められた。



目的

平成29・30・31年告示の学習指導要領に基づいて編成・実施される教育課程のもとで、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などを経年で把握する。

方法

小・中・高等学校及び特別支援学校の教育課程の状況に関する質問紙調査

特別支援学校4校、小学校1校、中学校1校での事例研究

主な結果

【特別支援学校:準ずる教育課程の各教科等】 ～事例研究から～

事例研究では、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を目指す学校の取組に着目。事例校においては、個別の指導計画について、教科ごとに別ファイルとして分かれていたものを、各学期で全教科を見られる書式へと変更した。また記載内容等についても精選したりしたことで、教科等横断的な視点による指導内容の配列や関連付け等に取り組むことができた。

【特別支援学校:知的障害の各教科】 ～調査結果から～

観点別学習評価を行う際に必要な評価規準の作成状況については、「作成していない」が多かった。

各教科等を合わせた指導の年間指導計画においては、取り扱う各教科等の目標の系統性・内容の関連性・指導時数のいずれも記載されていないが最多。

【特別支援学校:自立活動の指導】 ～調査結果から～

自立活動の個別の指導計画の作成において、指導の課題を明確にする取組としては、『集団討議』や『個別の指導計画の工夫』、『自活専任や外部専門家と検討』が上位であった。

【特別支援学級】～事例研究から～

小学校知的障害特別支援学級において実施した事例研究では、各教科の学年ごとの目標や内容を一覧にして既習事項や習得状況をチェックし、把握された実態に基づき教育課程を編成するという取組を報告。

【通級による指導】～調査結果から～

「診断なし」の児童生徒が指導の対象として多数含まれていること、児童生徒はほとんどが個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成され指導を受けていること、指導に配当される時間数は週当たり1～2単位時間に集中していること、指導の形態は自校通級が多いことなどが明らかになった。

【通常の学級】～調査結果から～

困難さに対する指導の工夫の具体例が明らかになった。

児童生徒の困難さの例	具体的な支援の例
文章を目で追いながら音読することが困難である(国語など)	○一行ずつ読むことができよう、他の部分を隠すようにしている。 ○マルチメディアデジタイズ教科書を使用している。

各校の特色ある教育課程がどのように編成されるか、その推移を今後も把握していくことは重要

[基幹研究]

特別支援教育における教育課程に関する総合的研究

- 新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題 -

(平成 30 年度～令和 2 年度)

【研究代表者】横倉 久

【要旨】

多様な学びの場における指導の充実を目指し、教育課程の編成、実施、評価、見直しの在り方を検討することは重要といえる。本研究では、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などの把握を目的に、平成 29・30・31 年告示の学習指導要領の内容に照らした質問紙調査及び事例研究を行った。特別支援学校に対する調査では、準ずる教育課程、知的障害の教育課程、自立活動を主とする教育課程における特色ある教育課程の編成状況や、知的障害の各教科等の指導計画や学習評価などに関する課題などが把握できた。小・中・高等学校に対する調査では、特別支援学級や通級による指導における特別の教育課程の編成状況、通常の学級における各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫などが把握できた。

【キーワード】

教育課程、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級

【背景・目的】

中央教育審議会は、2016 年に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を示した。そこでは、子供の障害の状態や発達の段階に応じた組織的、継続的な支援を可能にするために、育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方について、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校と共有するという方向性が示されている。資質・能力の育成に当たっては、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成、指導の計画と実施を求めている。個々の子供の発達課題や教育的ニーズに応じて指導の充実を図ることを重要視している。特別支援学校在籍児童生徒数、重複障害児童生徒数、特別支援学級在籍児童生徒数、通級による指導対象児童生徒数の増加傾向や、小・中学校等での特別支援教育体制整備の状況を踏まえ、今後も多様な学びの場における指導の充実を目指し、教育課程の編成、実施、評価、見直しの在り方が検討される必要がある。

これを踏まえ本研究では、関係団体と連携した研究体制を構築し、平成 29 年告示の特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（以下、小学部・中学部学習指導要領）、小学校及び中学校学習指導要領（以下、小・中学校学習指導要領）、平成 30 年告示の高等学校学習指導要領（以下、高等学校学習指導要領）、平成 31 年告示の特別支援学校高等部学習指導要領（以下、高等部学習指導要領）に基づいて編成・実施される教育課程のもとで、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などを経年で把握する、という目的のもと、研究を実施した。

【方法】

（１）小・中・高等学校及び特別支援学校の教育課程の状況に関する質問紙調査

小学部・中学部学習指導要領及び小・中学校学習指導要領の実施前からの把握を目指し、平成 30 年度には、全国の①特別支援学校の教務主任、②特別支援学級担任、③通級による指導担当者、④小・中学校長、のそれぞれに質問紙の回答を求めた。続く令和元年度には、高等部学習指導要領及び高等学校学習指導要領の実施前の状況の把握を目指し、⑤特別支援学校の教務主任、及び⑥高等学校の教務主任に対して、質問紙の回答を求めた。各調査の回答者数、回収率は、①が 228 校で 38.0%、②が 124 校で 20.7%、③が 133 校で 22.2%、④が 127 校で 20.9%、⑤が 301 校で 50.2%、⑥315 校で 43.0%だった。

（２）事例研究

調査の回答や研究員の情報収集により、教育課程の編成・実施に関する課題解決の検討を進めていると認められた学校で、協力の内諾を得られた学校の取組を聴取した。抽出された特別支援学校 4 校、小学校 1 校、中学校 1 校での事例研究の概要を表 1 に示す。

表 1 事例研究の概要

No.	学校/学級	障害種等	教育課程	事例研究の主な内容
1	特別支援学校	聴覚障害	準ずる課程	教科等横断的な視点からの教育課程の編成に係る取組
2	特別支援学校	知的障害	知的障害教育課程	学習評価の活用に関する取組
3	特別支援学校	知的障害	知的障害教育課程	各教科の指導の改善・充実を目指した取組
4	特別支援学校	肢体不自由	自立主教育課程	自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例(流れ図)を活用した指導の充実を目指した取組
5	小学校特別支援学級	知的障害	知的障害教育課程	教育課程の見直しの取組
6	中学校特別支援学級	自閉症・情緒障害	準ずる教育課程	自立活動の個別の指導計画を活用した交流及び共同学習の指導の実践

【結果と考察】

(1) 特別支援学校における準ずる教育課程

① 当該学年に準ずる教育課程の編成について

事例研究では、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を目指した学校の取組に着目した。事例校では、個別の指導計画について、教科ごとに別ファイルとして分かれていたものを、各学期で全教科を見られる書式へと変更したり、記載内容等についても精選したりしたことで、教科等横断的な視点による指導内容の配列や関連付け等に取り組むことができた（表 2）。

表 2 教科等横断的な視点による単元構成の概要

当該学年教科と単元			概要
小 2	図工 国語	ストローでこんにちは 馬のおもちゃの作り方	・図工でおもちゃを作り、その作り方について説明する文章の書き方を、国語で学ぶ。
小 3	国語 特活	気持ちをこめて「来てください」 学習発表会	・学習発表会を取り上げた単元を、実際の行事に合わせて学ぶ。
小 4	社会 国語	小石原の人々の暮らし 伝統工芸のよさを伝えよう	・社会で伝統工芸について学習し、わかったことのまとめ方や説明について国語で学ぶ。
小 5	理科 社会	流れる水のはたらき 自然災害とともに生きる	・理科で洪水の被害や備えについて学習し、社会で自然災害への理解を深める。
小 5	社会 理科	日本の国土とわたしたちの暮らし ～沖縄の気候～ 台風と防災	・台風への沖縄の具体的な備えを社会で学習し、台風と防災への理解を深める。

(2) 特別支援学校における知的障害の教育課程及び自立活動を主とした教育課程

① 知的障害の教科の観点別学習評価の評価規準の作成状況について

小学部・中学部の知的障害の教科の観点別学習評価を行う際に必要な評価規準の作成状況については、知的障害の教育課程及び自立活動を主とする教育課程ともに、「作成していない」が多かった。

② 年間指導計画の作成状況について

知的障害の教育を行う特別支援学校の指導の形態の一つである、「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の作成状況を把握した。小学部・中学部学習指導要領解説総則編で記されていた項目の記載状況を把握したところ、知的障害の教育課程及び自立活動を主とする教育課程ともに「いずれも記されていない」が半数を超えていた（表3）。

表3 各教科等を合わせた指導の年間指導計画について（小学部・中学部）（複数回答）

年間指導計画における記載事項	知的教育課程 (n=201)	自立主教育課程 (n=135)
取り扱う各教科等の目標の系統性	16	10
取り扱う各教科等の内容の関連性	45	35
取り扱う教科等の指導時数	52	27
いずれも記されていない	114	80

（3）特別支援学校における自立活動の指導

① 自立活動の時間における指導の設定方法

知的障害の教育課程において、自立活動の授業時数を「0」と回答した学校があった。その学校の自立活動の指導状況は、『各教科等を合わせた指導の中で行っている』『学校教育全体を通じて行っている。』という状況が把握された。

② 指導の課題を明確にする取組状況

自立活動の個別の指導計画の作成において、指導の課題を明確にする取組の上位は、『集団討議』や『個別の指導計画の工夫』、『自活専任や外部専門家と検討』だった。

（4）小・中学校特別支援学級における特別の教育課程

① 学習指導要領に基づく教育課程の見直し

小学校知的障害特別支援学級において実施した事例研究では、各教科の学年ごとの目標や内容を一覧にして既習事項や習得状況をチェックし、把握された実態に基づき教育課程を編成するという取組を報告している。

三つの柱	目標	算数(1年)	児童の実態	
			児童の習得状況を把握する	既習
知識及び技能	A数と計算	(1) 数の構成と表し方	ア ものの大きさを対比させることにより、ものの個数を比べること。	
			イ 個数や図表を正しく数えたり表したりすること。	
			ウ 数の大小や順序を考慮することによって、数の系列を作ったり、数直線の上に表したりすること。	
			エ 一つの数をほかの数の和や差としてみるなど、ほかの数と関係付けてみること。	
		(2) 加法、減法	オ 2位数の表し方について理解すること。	
			カ 簡単な場合について、3位数の表し方を知ること。	
			キ 数を、十の単位としてみること。	
			ク 具体物を用いて数えたり等分したりして整理し、表すこと。	
	B 図形	(1) 図形についての理解の基礎	ア 加法及び減法の意味について理解し、それらが用いられる場合について知ること。	
			イ 加法及び減法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすること。	
			ウ 1位数と1位数との加法及びその逆の減法の計算が得意にできること。	
			エ 簡単な場合について、2位数などについても加法及び減法ができることを知ること。	
	C 測定	(1) 量と測定についての理解の基礎	ア ものの形を認め、形の特徴を知ること。	
			イ 具体物を用いて形を作ったり分類したりすること。	
			ウ 前後、左右、上下など方向や位置についての言葉を用いて、ものの位置を表すこと。	
			ア 長さ、広さ、かさなどの量を、具体的な操作によって直接比べたり、他のものを用いて比べたりすること。	
	D データの活用	(2) 時刻の読み方	イ 身の回りにあるものの大きさを単位として、その幾分かて大きさを比べること。	
			ア 日常生活の中で時刻を読むこと。	
		(1) 絵や図を用いた数量の表現	ア ものの個数について、簡単な絵や図などに表したり、それを読み取ったりすること。	

図1 児童ごとの各教科の習得状況や既習事項の把握に用いたチェックリスト（一部）

小・中学校学習指導要領では、実態に応じた教育課程編成の手順として、児童の習得状況や既習事項の確認から進める例を示している。これに沿って事例では、小学校学習指導要領の各教科等の解説編の内容を踏まえ、教科ごと、学年ごとに目標や内容を項目化したチェックリスト（図 1）を作成している。図の右側には児童の実態として「既習」「内容は変更せず配慮を要した」「内容の変更を伴う配慮を要した」という 3 区分で、児童の実態を記入するようにした。担任は、このチェックリストを用いながら、特別支援学級の児童一人一人について、習得状況や既習事項の確認を行った。

② 特別支援学級における交流及び共同学習

中学校自閉症・情緒障害特別支援学級において実施した事例研究では、普通科高等学校や職業学科のある高等学校への進学を希望する生徒の教育的ニーズに応じた交流及び共同学習の取組を報告している。感情の起伏の激しさのある生徒、緊張の強さのある生徒の事例からは、通常の学級での学びの充実に向けて、自立活動の指導の内容を通常の学級の担任や教科担当と共有することの重要性が指摘されている。

（５）小・中・高等学校における通級による指導

調査の結果からは、「診断なし」の児童生徒が指導の対象として多数含んでいること、児童生徒はほとんどが個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成され指導を受けていること、指導に配当される時間数は週当たり 1～2 単位時間に集中していること、指導の形態は自校通級が多いことなどが明らかになった。今後は、通級による指導を受けている児童生徒の数は増加傾向にあり、巡回して行う指導や、他の小学校等の通級による指導の担当教師の専門的な指導を ICT・遠隔技術の活用により在籍する学校で受けられるような取組が重要となる。

（６）小・中・高等学校等における障害のある児童生徒に対する指導や支援

調査から、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫が把握できた。表 4 には、小・中学校における工夫の具体的内容を示す。

表 4 各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫例

児童生徒の困難さ	具体的な支援の例
文章を目で追いながら音読することが困難である（国語など）	○一行ずつ読むことができるよう、他の部分を隠すようにしている。 ○マルチメディアデジタイズ教科書を使用している。
地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難である（社会など）	○注目させたい部分を拡大する。
文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが困難である（算数・数学など）	○ブロックやタイルなどを操作しながら考えさせる。
実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが困難である（理科など）	○手順や方法を表にして貼りだす。 ○小グループによる教え合い学習

【総合考察】

特別支援学校では、児童生徒の障害の状態や特性、心身の発達段階等を考慮し、各教科等のバランスに留意しながら教科等横断的な視点で資質・能力を育成する教育課程の編成が求められる。それは、学部段階や学校段階間の学びの連続性を担保し、児童生徒の調和的な発達を目指しているからである。この点を踏まえ本研究では、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領の完全実施前の教育課程の概況と今後の課題を把握することができた。

小・中・高等学校では、各教科等の学びの過程を踏まえて、育成を目指す資質・能力が明確にされた。学びの過程において考えられる困難さには、特別支援学級、通級による指導、通常の学級のそれぞれにおいて対応が求められている。この点を踏まえ本研究では、特別支援学級や通級による指導において編成、実施される特別の教育課程という視点から、その対応の状況や課題を把握することができた。また、通常の学級においても、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の状況、具体的な工夫を把握することができた。

小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領、並びに小・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領の完全実施後には、各学校で教育目標の実現を目指し、各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえた教育課程の編成が行われる。本研究により得られた知見をもとに、各校の特色ある教育課程がどのように編成されるか、その推移を今後も把握していくことは重要といえる。

【成果の活用】

<令和元年度>

- ①日本特殊教育学会（第57回大会）にてポスター発表
- ②日本特殊教育学会（第57回大会）にて自主シンポジウム開催
- ③研究所セミナーにおいて研究成果を報告

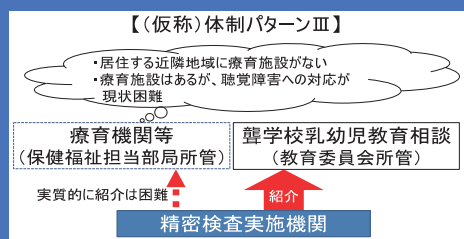
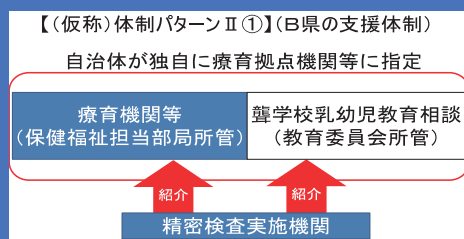
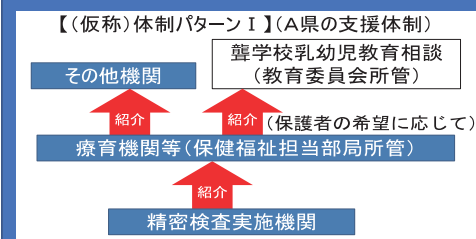
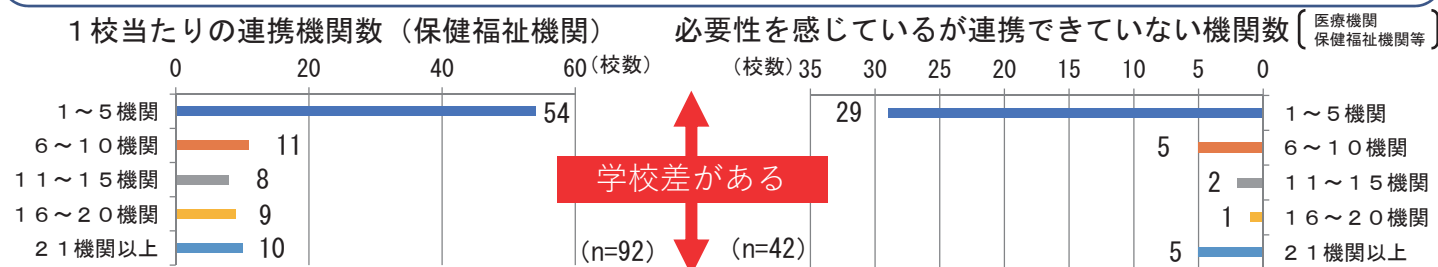
<令和2年度以降>

- ①日本特殊教育学会（第58回大会）にてポスター発表
- ②日本特殊教育学会（第58回大会）にて自主シンポジウム開催
- ③研究所セミナーにおいて研究成果を報告
- ④「インクルーシブ教育システムの推進を目指す 特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー」を編纂し各都道府県教育委員会等に配付
- ⑤研究所 Web に研究成果報告書及びサマリーを公開
- ⑥研究所成果報告書のリーフレットを関係各所に配付

平成30年度～令和2年度基幹研究 聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究 － 乳幼児を対象とした地域連携 －

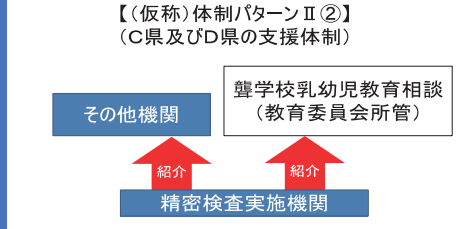
【背景・目的】

我が国の聴覚障害教育においては、聴覚障害のある子供に対する指導や保護者に対する支援が早期から行われることにより、その後の高い教育効果が得られることなどから、昭和40年代から0～2歳の乳幼児に対する教育相談「乳幼児教育相談」が始まった。現在、乳幼児教育相談は特別支援学校のセンター的機能の一つとして位置付けられており、特別支援学校（聴覚障害）（以下、「聾学校」という）が行っている相談のうち、0歳から2歳までの乳幼児に対する相談が最も多い。約半世紀にもわたって、聾学校で積極的に取り組まれてきた乳幼児教育相談であるが、新生児聴覚スクリーニングの普及などによる相談件数の急増や教員配置に関わる課題が関連団体からも指摘されており、運営上の課題解決の方策や取組の充実に向けた全国的な研究に取り組むことが期待されている。そこで、今後、聾学校が我が国における聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対して果たすべき役割について明らかにすることを目的とする。



訪問調査を行った四つの自治体の特徴

A県、B県、C県、D県においては、これまで関係者（キーパーソン）により支援体制が積極的に構築される中で、関係するそれぞれの機関の役割が明確化されるとともに、機関同士の円滑な連携が促進されてきた。こうした支援体制の中で、聾学校の乳幼児教育相談の役割が効果的に発揮されていた。



自治体における支援体制の評価

各体制パターンによって、乳幼児教育相談が地域から求められている役割には違いがあった。自治体はまず支援体制を評価し、支援体制整備の方針を検討することが必要となる。そして、必要に応じて、教育委員会を通じて聾学校に協力を求めることが考えられる。

自治体の役割と聾学校の役割

体制構築に向けた自治体の取組（例）

- ・支援体制の評価
- ・各機関の役割の明確化
- ・体制の充実に向けた取組（改善策の検討）
- ・情報共有ツールの検討

体制パターンⅠや体制パターンⅡが既に構築されている自治体を参考に、取組を推進

聴覚障害発見後の切れ目ない支援体制

各機関の「強み」の発揮

- 療育機関等
- 乳幼児教育相談

乳幼児教育相談の役割を十分に発揮するための校内体制の整備
専門性のある担当者の育成と配置

全国研修会
研修パッケージ

精密検査の実施体制
新生児聴覚スクリーニングの受検体制

全ての子供を支える地域社会

遅発性難聴や進行性難聴の発見体制

自治体に求められる取組

- ① 聴覚障害が発見された乳幼児とその保護者が支援を受けることのできる機関の有無について市町村レベルで評価する。
- ② 関係するそれぞれの機関の役割を明確化する。
- ③ 明確化した各機関の役割に基づき体制充実に向けた取組を検討する。
- ④ 聴覚障害の発見から支援開始までの情報（出生から乳幼児期にかけての支援の履歴）を関係機関が共有するためのツールを検討する。

聾学校に求められる取組

- ① センター的機能を十分に発揮することのできる校内体制を整備する。
 - ・ センター的機能の重要性に関する教職員の理解促進
 - ・ 乳幼児教育相談担当者の専門性の維持・継承
- ② 聾学校の乳幼児教育相談の強みを発揮する。
 - ・ 子供の成長を見通した子育てを支援することができる強み
 - ・ 聴覚障害教育の専門性を生かして支援することができる強み

聴覚障害のある子供の切れ目ない支援体制の構築に当たっては、関係機関の役割を明確化し、聾学校を含む地域資源の活用・充実と、関係機関間の連携・協働によって地域を創っていく視点が必要であり、それぞれの地域における自治体の主体的な取組が求められている。

[基幹研究]

聴覚障害教育におけるセンター的機能の充実に関する研究

- 乳幼児を対象とした地域連携 -

(平成30年度～令和2年度)

【研究代表者】 宇野 宏之祐

【要旨】

我が国においては、昭和40年代より、特別支援学校（聴覚障害）（以下、「聾学校」という）が、聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対する乳幼児教育相談を行っており、現在は、特別支援学校のセンター的機能の一部として継続しているが、新生児聴覚スクリーニングの普及などによる相談件数の急増などにより運営上の課題等が指摘されている。

そこで、聾学校の乳幼児教育相談が、我が国における聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対して果たすべき役割について明らかにすることを目的とした研究に取り組んだ。

平成30年度に実施した全国調査では、乳幼児教育相談が行っている機関連携の状況には学校差があることが示された。平成31年度から令和2年度にかけて実施した自治体への調査を通じて、これまで関係機関の役割の明確化や機関相互の連携体制の構築に尽力してきたキーパーソンの存在が明らかになった。また、各地域の支援体制をパターン化することにより、乳幼児教育相談が地域から求められている役割に違いがあることが示された。

今後、自治体として乳幼児教育相談を含む支援体制を評価し、充実に向けた取組を検討する必要性が示された。

【キーワード】

支援体制の評価、関係機関との連携、センター的機能の発揮、切れ目ない支援体制

【背景・目的】

我が国の聴覚障害教育においては、聴覚障害のある子供に対する指導や保護者に対する支援が早期から行われることにより、その後の高い教育効果が得られることなどから、昭和 40 年代から 0～2 歳の乳幼児に対する乳幼児教育相談が開始された。現在、乳幼児教育相談は特別支援学校のセンター的機能の一つとして位置付けられており、聾学校が行っている教育相談のうち、0 歳から 2 歳までの乳幼児に対する相談件数が最も多い。

これまで聾学校で積極的に取り組まれてきた乳幼児教育相談であるが、近年、新生児聴覚スクリーニングの普及などによる相談件数の急増や教員配置に関わる課題が関連団体からも指摘されている。

そこで、本研究では、乳幼児教育相談に焦点を当て、①「機関連携の状況」を明らかにし、②「早期からの切れ目ない支援体制を既に構築している地域における障害の発見から療育開始・教育相談開始までの流れや指導支援の内容・方法」について調査することにより、今後、聾学校が我が国における聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対して果たすべき役割について明らかにすることを目的とする。

【方法】

（１）文献研究及び先行研究のレビュー（平成 30 年度～令和 2 年度）

聴覚障害教育関係の研究・報告、全国の聾学校の紀要、先行研究に関わる文献や論文等から、早期からの切れ目ない支援体制を構築している地域における障害の発見から療育開始・教育相談開始までの状況や指導支援についての取組に関わる情報を収集した。難聴乳幼児の早期発見・早期支援に関する先行研究についてレビューを行い調査結果の考察等に活用した。

（２）全国調査（平成 30 年度）

乳幼児教育相談機能を有する全国の聾学校に「聾学校における乳幼児教育相談に関わる調査」を行い、乳幼児教育相談の機関連携の状況、必要性を感じているが連携できていない機関とその理由等について整理した。（回答数 97（回収率 100%））

（３）訪問調査及び聞き取り調査（平成 31 年度～令和 2 年度）

先行研究や情報収集などから聴覚障害の早期発見と切れ目ない支援体制を構築していると思われる四つの自治体（聾学校、教育委員会、保健福祉担当部局、支援体制構築に取り組んできた関係者等）に対する調査を行い、結果を整理し、支援体制について分析を行った。

【結果と考察】

（１）切れ目ない支援体制（文献研究及び先行研究より）

これまで収集した情報を元に聴覚障害の切れ目ない支援体制を整理した（図１）。聴覚障害を確実に発見し、その後の支援を切れ目なく行うためには、地域で出生した全ての新生児に対する新生児聴覚スクリーニング検査の実施と、その後の確実な精密検査の実施が行われる体制を構築することが必要となる。こうした発見体制を基盤とし、聴覚障害が発見された場合には、児童発達支援センターなどの療育機関や聾学校の乳幼児教育相談等に漏れ落ちなく繋げることのできる「聴覚障害発見後の支援体制」が地域で構築されることが必要となる。

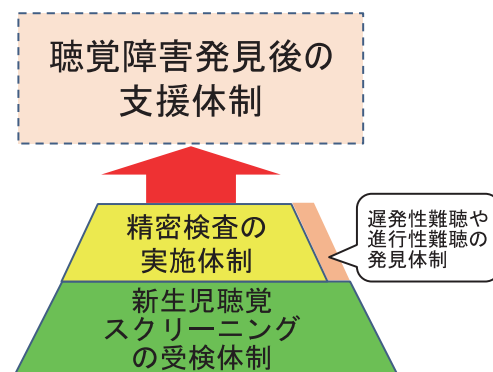


図１ 乳幼児期の切れ目ない支援体制

しかし、先行研究では、聴覚障害発見後の支援体制については、新生児聴覚スクリーニング後に聴覚障害児の受け入れ先となる療育施設の不足といった地域差に関わる課題や、聾学校の乳幼児相談担当者の仕事量の学校差といった課題が指摘されている。

（２）乳幼児教育相談が行っている機関連携の現状（全国調査より）

全ての聾学校において、医療機関との連携が行われていた。連携を行っている医療機関の総数の約 1/3 の機関との連携は定期的に行われ、約 8 割以上の学校において、年間 1 回または学期に 1 回程度の頻度で行われていた。こうした傾向は、保健福祉機関との連携も同様だった。医療機関との連携も保健福祉機関との連携も、学校によって連携機関数には違いがあった。また、必要性を感じながらも連携ができていない関係機関があると答えた学校が 42 校あり、その数は「１～５機関」が最も多かったが、その一方で「21 機関以上」の学校もあった。こうしたことから、連携が必要な機関数には学校差があることが示された。連携できていない理由として、予算や担当教員の配置に関わることが多かったが、「どのように他機関と連携を図れば良いか分からない」といった聴覚障害発見後の支援体制そのものに関わる課題も示された。調査結果から、先行研究から指摘されている「地域差」や「学校差」が生じていることが推察された。

（３）聴覚障害発見後の支援体制（訪問調査を踏まえた分析）

全国調査結果や収集した情報、関連団体等から得られた情報等から、聴覚障害の早期発見と切れ目ない療育開始・教育相談開始に向けた体制づくりを積極的に行っていると思われる四つの自治体を抽出し、訪問調査を行った。

訪問調査等により明らかになった四つの自治体の乳幼児教育相談における関係機関との連携の状況を踏まえ、聴覚障害発見後の支援体制を以下の①②の二つのパターンに整理した。また、収集した情報などにより、以下の③のような地域があることが示された。

①「(仮称) 体制パターンⅠ」

精密検査実施機関で聴覚障害が発見された後、まず、障害のある乳幼児とその保護者の指導・支援の機能が法的に位置付けられている自治体の保健福祉担当部局が所管する療育機関が紹介され、その後、必要に応じて教育委員会が所管する聾学校の乳幼児教育相談が紹介されるといった各機関の役割が明確化された支援体制を構築している地域（図2）。

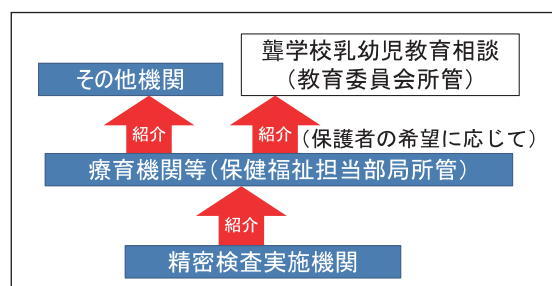


図2 「(仮称) 体制パターンⅠ」

②「(仮称) 体制パターンⅡ」

精密検査実施機関で聴覚障害が発見された後の支援体制に、自治体の保健福祉担当部局が所管する療育機関等と、教育委員会が所管する聾学校が、自治体の施策に明確に位置付けられている支援体制を構築している地域（図3）や、複数の支援機関が域内に設置されてお

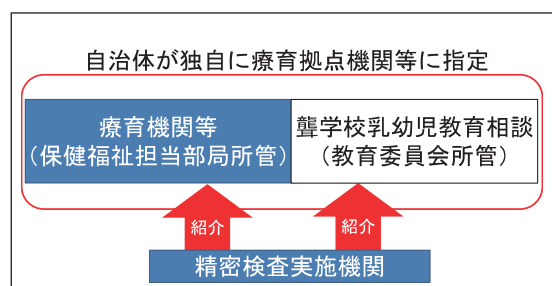


図3 「(仮称) 体制パターンⅡ①」

（図3）や、複数の支援機関が域内に設置されており、互いの機関が連携を図りながら、それぞれの機関の役割や強みを発揮している地域（図4）。

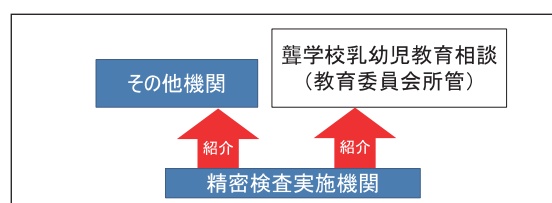


図4 「(仮称) 体制パターンⅡ②」

③「(仮称) 体制パターンⅢ」

都道府県内に聾学校が1校しか設置されておらず、域内に聾学校以外には聴覚障害乳幼児やその保護者に対して支援を行うことのできる機関が無い地域や、児童発達支援センターが地域にはあるが、聴覚障害への対応が現状困難（専門性が不十分、担当職員の経験が不足）などの地域といった、聾学校が地域唯一の聴覚障害乳幼児に対する支援機関となっている地域（図5）。

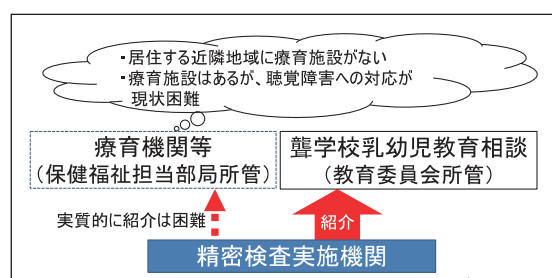


図5 「(仮称) 体制パターンⅢ」

④聾学校の乳幼児教育相談が地域から求められている役割

それぞれの体制パターンにおいて聾学校の乳幼児教育相談が地域から求められている役割について考察し、以下のように整理した（表1）。

表 1 各体制パターンにおける乳幼児教育相談が地域から求められている役割

体制	聾学校の乳幼児教育相談の役割
体制パターンⅠ	① ・紹介元の機関に対する聾学校の教育相談の特色についての情報提供 ・初回相談の日時等に関わる連絡・調整 ・聴覚障害乳幼児に関わる情報の共有 ② ・必要に応じて聴覚障害乳幼児に関わる情報をその他機関と共有 ④ ・教育機関の特色を生かした相談
体制パターンⅡ	① ・紹介元の機関に対する聾学校の教育相談の特色についての情報提供 ・初回相談の日時等に関わる連絡・調整 ・聴覚障害乳幼児に関わる情報の共有 ② ・必要に応じて聴覚障害乳幼児に関わる情報を地域の療育機関やその他機関などと共有 ③ ・各機関の役割や強みについての明確化と関係者間の共通理解 ④ ・教育機関の特色を生かした相談
体制パターンⅢ	① ・紹介元の機関に対する聾学校の教育相談の特色についての情報提供 ・初回相談の日時等に関わる連絡・調整 ・聴覚障害乳幼児に関わる情報の共有 ② ・必要に応じて聴覚障害乳幼児に関わる情報を地域の機関と共有 ④ ・教育機関の特色を生かした相談 ⑤ ・聴覚障害に対応することのできる療育機関等の無い地域などに対する情報提供 ⑥ ・聴覚障害乳幼児を受け入れている機関に対するサポートやノウハウの提供

⑤四つの自治体における支援体制構築に関わる共通事項

- 1) 四つの自治体では、関係者「キーパーソン」のこれまでの働きによって、地域における各機関の役割の明確化や関係者間の連携体制が構築されていた。こうした「キーパーソン」の働きにより、機関と機関、担当者と担当者を繋ぎ、緊密な連携を図ってきたため、必要に応じて電話やメールなどによる連携が日常的に行われていた。一方で、聴覚障害の発見からその後の支援までの情報を適切に複数の関係機関が共有することのできる網羅的な情報共有ツール等は作成・活用されてはいなかった。
- 2) 四つの自治体に設置されている聾学校においては、管理職が、以下について学校経営を工夫するなどして、積極的にリーダーシップを発揮していた。
 - ・乳幼児教育相談はもとより小・中学校を含むセンター的機能の重要性について、校内の教職員に理解啓発を行う。
 - ・乳幼児教育相談担当者の専門性に留意しながら高い専門性を有する担当者を計画的に配置するなどして、学校全体の専門性向上に繋げる。
 - ・地域の支援体制における聾学校が担う役割等について現状を的確に把握し、教育機関としての強みを生かし乳幼児教育相談と幼稚園との接続を意図的に行う。

【総合考察】

（１）各自治体における支援体制の評価及び充実に向けた検討

「(仮称) 体制パターンⅢ」の状況にある地域においては、聴覚障害乳幼児とその保護者に対して支援を行うことが可能な専門機関が、聾学校以外にない、または少ない地域であることから、乳幼児教育相談が地域から求められている役割は他の体制パターンに比して多く、「学校差」や「地域差」として課題を表面化させている状況が推測できる。

切れ目ない支援体制の構築（充実）のためには、自治体が、域内の支援体制を評価し、今後の体制構築や充実に向けた検討を行う必要がある。そのためには、広域特別支援連携協議会や自立支援協議会、「新生児聴覚検査推進協議会」などを活用し、以下の四つの視点により検討を進めることが必要である。

- ① 聴覚障害発見後の支援機関の有無について市町村レベルで評価する。
- ② 関係するそれぞれの機関の役割を明確化する。
- ③ 明確化した各機関の役割に基づき体制充実に向けた取組を検討する。
- ④ 出生からの支援の履歴を関係機関が共有するためのツールを検討する。

そして、乳幼児教育相談の「過重な負担」の状況など、支援体制に課題が評価された場合には、地域資源を効果的に活用しながら関係する各機関の役割を明確化し、課題に対する改善策の検討や、支援体制の充実に向けた取組を推進していくことが必要となる。

（２）地域における聾学校の乳幼児教育相談の役割の発揮

各地域における支援体制の中で、聾学校の乳幼児教育相談が、地域から求められている役割を十分発揮するためには、以下が必要であることが示された。

- ① センターの機能を十分発揮することのできる校内体制を整備する。
 - ・ センターの機能の重要性に関する教職員の理解促進
 - ・ 乳幼児教育相談担当者の専門性の維持・継承
- ② 聾学校の乳幼児教育相談の強みを発揮する。
 - ・ 子供の成長を見通した子育てを支援することができる強み
 - ・ 聴覚障害教育の専門性を生かして支援することができる強み

【成果の活用】

- 研究所Web サイトに研究成果報告書及びサマリーを公開
- 聾学校管理職及び教育委員会向けのリーフレットを作成し、全国の聾学校に配付
- 国立特別支援教育総合研究所の専門研修における講義・演習、全国研究会や地区研究会等において、本研究について説明し、成果を還元

知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発－授業づくりを中心に－

<背景> 知的障害特別支援学級の現状と課題

- 通常の教育課程に加え、特別支援学校(知的障害)の教育課程を参考に、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成が求められる
- 在籍児童生徒の知的障害の状態や人数、学年は様々であり、教育課程をはじめ、各指導計画の作成や授業づくりなども実態に応じて行うことになり、担任として求められることは幅広い
- 特別支援学級担任の特別支援学校教諭等免許状の保有率が低い
- 特別支援教育経験3年以下の教員が多い(国立特別支援教育総合研究所, 2014; 2018)

<目的> 特別支援教育経験の浅い知的障害特別支援学級担任の専門性向上を支援するための資料やツールをまとめた「サポートキット」の開発を目指す

【研究A：サポートキット試作版の作成】

- コンセプト**
- ・新学習指導要領に対応し、初心者が使えるもの
 - ・学習評価を含む授業のPDCAをガイドするもので、これにより教育課程の理解も深める
 - ・中堅・ベテラン・管理職とチームで活用できるもの
 - ・既存の教育委員会作成のハンドブック等を補完、補強するもの

- 中身のイメージ**
- ・教育課程の解説
 - ・児童の実態把握、目標設定、授業、学習評価まで、一連の流れが分かる事例の提示とポイント解説
 - ・研修動画リスト
 - ・役立つHPのリンク、役立つ資料リスト
 - ・教材例、教室レイアウトの写真、様式ファイルなどのDVD等

【研究C：サポートキットに関するモニター調査】

- ①ベテラン教員6名及び知的障害特別支援学級経験3年未満の教員6名への聞き取り調査
(授業づくりの手立て、学習評価、教育課程の編成、活用しやすさ、実際に使いたいかなについて質問)

イラストと写真は多い方が良い

ポイントを図解で示してほしい

電子媒体が良い

「知的障害のイロハ」は役立つ!

- ②A県の「小・中学校特別支援学級新任担任研修講座」受講の知的障害特別支援学級担当教員への質問紙調査
(①同様の質問項目について18名から回答)

授業づくり、学習評価、教育課程の編成に活用できる内容であり、活用したい
(9割以上の教員が回答)

理解しやすく、活用しやすいようにまとめられている
(全ての教員が「思う・どちらか」と回答)

授業場面の写真がほしい

- ③教育センター等への質問紙調査
(①同様の質問項目及び、研修での活用可能性について、都道府県・政令市教育センター57件から回答)

研修講座で活用したいと思う
(9割以上のセンターが回答)

情報量が多い

【研究B：知的障害特別支援学級における授業づくりPDCAに関する事例研究】

- 研究の構成**
- ①特別支援学級担任によるサポートシートを活用した単元計画の検証と、単元計画時の思考プロセスの聞き取り調査(3事例)
 - ②自己評価を活用した主体的に学習に取り組む態度に関連した指導や評価への有効性の検証
 - ③指導目標をステップ化することによる、児童の実態に即した単元計画への有効性の検証
 - ④タブレット端末を活用した指導におけるサポートシート活用の有効性の検証

- 事例研究の成果**
- ・サポートシートを用いた単元計画により、学級の実態に応じた具体的な指導計画や評価計画を作成できたことから、サポートシートの一定の妥当性を示すことができた
 - ・主体的な学習に取り組む態度の評価や指導への自己評価の活用、指導目標や指導内容を具体化するためのステップの計画、ICTを活用した指導の工夫、といった好事例を示すことができた
 - ・単元実践と思考プロセスの分析から、サポートシートの説明において、各項目を検討する際には児童の実態や興味・関心を踏まえることを明記する、という改善点が示された

授業づくりサポートキット「すけっと (Sukett)」

2019～2020年度 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 基幹研究
「知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発－授業づくりを中心に－」
研究成果物

知的障害特別支援学級担当者のための
授業づくりサポートキット (小学校編)

すけっと Sukett



国立特別支援教育総合研究所 基幹研究

「すけっと (Sukett)」という通称は、「助っ人」という日本語と、英語のアクロニム **Support Kit to Empower Teacher Teams** (教員チームをエンパワメントするためのサポートキット) を掛けてつけたものです。

～主な内容～

- 【実践編】 知的障害のある児童への指導のイロハ、国語科と算数科の授業事例、授業づくりのポイント等
- 【理論編】 教育課程の編成、学習評価の基本的理解等
- 【資料編】 教材例の写真、役立つリンク集等
- 【事例編】 別冊 NISE授業づくりサポートシート 記入例3事例とポイント解説

詳しい情報はWebページ
「すけっと ばすけっと」
へアクセス!!



「すけっと ばすけっと」には「すけっと」ダウンロード版に加え、「すけっと」紹介動画や、知的障害教育に関する基礎的な内容を解説した「すけっとどうが」などのコンテンツが揃っています。

【研究D：研究B・Cを反映した改善】

<主に改善した内容>

- ・情報を探しやすいよう辞書タブ作成、イラストや図、教材例の追加
 - ・自立活動や各教科等を合わせた指導の解説の追加
 - ・ICT機器の活用などのコラム追加
 - ・他教科で使えるよう解説を追加等
- <公表方法の工夫>
- ・Web公開のためHPを作成
 - ・HPから無料でDL可能にする
 - ・解説動画やPPTスライドを作成等

[基幹研究]

知的障害特別支援学級担当者サポートキットの開発

- 授業づくりを中心に -

(令和元年度～令和2年度)

【研究代表者】 涌井 恵

【要旨】

特別支援教育担当経験の浅い知的障害特別支援学級担任の専門性向上を支援するために、資料やツールをまとめた「サポートキット」の開発を行った。知的障害特別支援学級における授業づくりのPDCAに関する事例研究において、NISE 授業づくりサポートシートを作成し、授業づくりにおける重要なポイントを検討し、その結果をサポートキットの内容へ反映させた。また、サポートキットの試作版について、知的障害教育担当経験の浅い教員や知的障害教育の専門性の高い教員を対象にインタビュー調査を、知的障害教育に携わった経験の浅い教員や教育センター等指導主事を対象にアンケート調査を行った。これらの調査結果をサポートキットの改善へ反映させ、サポートキット完成版「すけっと」を完成させた。

【キーワード】

知的障害、特別支援学級、専門性向上、授業づくり、教育課程

【背景・目的】

知的障害特別支援学級担任には、通常教育課程に加え、特別支援学校（知的障害）の教育課程を参考とし、児童生徒の実態に応じた教育課程の編成が求められる。さらに、在籍する児童生徒の知的障害の状態や人数、学年などの多様な実態に合わせた各指導計画の作成や授業づくりが必要で、幅広い専門性が求められる。一方、担任の特別支援学校教諭等免許状保有率は低く、また、特別支援教育経験3年以下の教員が多い（国立特別支援教育総合研究所，2014；2018）。

そこで、本研究では、特に特別支援教育担当経験の浅い知的障害特別支援学級担任の専門性向上を支援するために、資料やツールをまとめた「サポートキット」の開発を目指す。その際、特別支援教育支援員や中堅・ベテランの担当者、管理職などがチームとしても活用できるよう考慮する。具体的には、国語科と算数科を中心に、指導計画の作成や教育課程の編成について分かりやすくガイドし、単元・授業での指導目標の設定と学習評価を一体的に行い、一人一人の実態とニーズに合った授業づくりをサポートするツールや指導資料の開発を目指すこととした。

本研究により、特別支援教育経験、特に知的障害教育の経験が浅い教員の授業力向上のための方途を見出すことができる。また、特別支援教育支援員や中堅・ベテランの担当者、管理職などが知的障害特別支援学級担任をサポートするチームとしての活用可能性も考えられ、本研究成果の各自治体研修講座への活用など、教員の専門性の向上とインクルーシブ教育システム構築への貢献が期待できるだろう。

【方法】

（１）研究Ａ：サポートキット試作版の作成

研究Ａでは、並行して実施された研究Ｂの１年目の研究知見を加味しながら、経験の浅い知的障害特別支援学級担当者を対象とした、「知的障害特別支援学級担当者サポートキット」の試作版の開発を行った。

（２）研究Ｂ：知的障害特別支援学級における授業づくりのPDCAに関する事例研究

研究Ｂでは、研究分担者及び委託研究受託者による研究協力校での事例研究により、授業づくりのPDCAサイクルに関して検討した。また、この研究によりサポートキットを構成する事例データを収集し、サポートキットの構成内容に関する検討材料とした。研究実施１年目は知的障害特別支援学級における授業づくりのポイントを明らかにし、２年目は知的障害特別支援学級の担当経験の浅い教員が実施しやすく、かつ効果的な学習評価の手法等について明らかにして、学習評価の実践的な運用について検討することとした。

研究Ｂは、国立特別支援教育総合研究所知的障害教育研究班が担当した研究Ｂ・１と、

委託研究受託者である宮崎大学半田健氏担当の研究 B・2、埼玉大学長江清和氏担当の研究 B・3、岡山大学丹治敬之氏担当の研究 B・4 から構成された。

なお、事例研究に際しては、全ての研究において、国立特別支援教育総合研究所知的障害教育研究班が作成した NISE 授業づくりサポートシートを共通の授業づくりのツールとして用いた。その上で、研究 B・1 では、「授業づくりにおける教員の思考プロセスの分析」を、研究 B・2 では「自己記録手続きによる課題従事への効果の検討」、研究 B・3 では「指導の集団化と個別化の課題に係る比較検討」、研究 B・4 では「ICT を活用した知的障害特別支援学級における授業事例の検討」に焦点化した。

（３） 研究 C：サポートキット試作第二版のモニター調査による有用性の検討

本研究では、サポートキット試作第二版の内容や活用方法について必要な内容の修正点や、読者が有用であると考ええる内容について明らかにするため、3つのモニター調査を行った。3つのモニター調査とは、「研究 C・1：教員モニターへのインタビュー調査」、「研究 C・2：読者（教員）モニターアンケート調査」、「研究 C・3：教育センター等指導主事モニターアンケート調査」であった。

（４） 研究 D：サポートキット完成版の作成

研究 A で作成したサポートキット試作第二版の内容について、研究 B、研究 C より得られた知見をもとに、改善を行い、サポートキットの完成版を完成させた。

【結果と考察】

（１） 研究 A：サポートキット試作版の作成

サポートキットの開発にあたり、そのコンセプトについてブレインストーミングを行い、最終的な結果を表 1 にまとめた。この表 1 に示したコンセプトにしたがって、研究分担者及び委託研究受託者との協議に基づき、研究 1 年目の 10 月末にサポートキット（冊子）試作第一版を完成させた。授業づくりに焦点化した内容に絞りつつ、授業づくりに関わる最低限かつ基本的で重要な教育課程編成に関する解説を内容に含めた。また、原稿の掲載順を、理論からではなく、事例から掲載することで、経験の浅い教員に気軽に手に取ってもらい、読み進めてもらえ考えた。

この試作第一版について、研究分担者及び委託研究受託者、研究協力機関、並びに研究協力者が参加する研究協議会において検討したところ、以下のような意見が出された。

- ・サポートキット（冊子）の内容骨子（表 1 参照）について概ね賛同を得られた。
- ・学習評価における評価基準のうち、評価基準 A や評価基準 C を立てるのが難しいとの意見が研究協力校より出された。
- ・授業づくりサポートシートとその記入例を作成し、活用した結果、毎時間記入するのは大変だが、授業づくりに役立つとの意見を研究協力校より得られた。
- ・理論編からでなく、事例編から始める文章構成はよい。さらに、文章レイアウトやイ

ラストや写真の採用など、経験の浅い教員への見せ方や、手に取って読みたいくなる工夫が必要（基本的な内容の精選と、文章量への配慮が必要）。

・教材だけでなく、教室環境を含めてどのような配置で教材・教具が活用されているのかの情報もあるとよい。

上記の研究協議会において研究協力機関並びに研究協力者より出された意見を基に、さらに検討を行い、試作第二版版を作成した。

表 1 サポートキットのコンセプトと内容物のイメージ

コンセプト	内容物のイメージ
● 新学習指導要領に対応	・ 教育課程の解説
● 初心者が使えるもの	・ 児童の実態把握、目標設定、授業、学習評価
● 学習評価を含む授業の PDCA をガイドするもの。これにより、教育課程の理解も深める	までの一連の流れが分かる事例の提示とポイント解説
● チームとして中堅・ベテラン教師や管理職とともに活用できるもの	・ 研修動画 ・ 教材例の写真
● 既存の教育委員会作成のハンドブック等を補完、補強するもの	・ 教室レイアウトの写真 ・ 役立つ HP へのリンク ・ 役立つ資料リスト ・ 様式ファイル等の DVD など

(2) 研究 B：研究知的障害特別支援学級における授業づくりの PDCA に関する事例研究

研究 B-1 における思考プロセスや各事例の単元の多くにおいて共通した結果から、①知的障害特別支援学級の授業において、児童の主体性や学びの意欲を引き出すことを指導目標や指導内容などを検討する際に着目すること、また、②指導目標の立案、授業の流れ、教材等を考える際に、児童の実態に立ち戻り、それぞれが児童の実態に合った適切なものであるかを折々に確認しながら単元計画が立案されていることが示され、児童の実態とのすり合わせが重要であることが明らかとなった。

一方、サポートキット試作第二版には、児童の主体性や学びの意欲を引き出すことを重要視する記述はなかったため、この点について書き加えることとした。また、事例編の各事例においても、児童の主体性や学びの意欲を引き出すことの重要性を強調したコメントを「授業づくりのポイント」事項として書き加えることとした。

研究 B-2 では、算数科の単元の実践から、効果的な授業づくりのポイントと、特別支援学級の授業において効果的に用いることができる学習評価の方法を検討した。この事例では、効果的な学習評価の方法として、「直接行動評定」が試みられ、効果が示唆された。

研究 B-3 では、2名の知的障害特別支援学級担任との授業研究会を通して、知的障害特別支援学級の授業における児童同士の学び合いについて検討した。その実現には、個別

の指導計画を踏まえた個々の児童の指導目標のスモールステップでの設定、個別化と集団化に着目した授業や単元の構成、課題の焦点化、授業の視覚化と構造化などが重要となることが示唆された。

研究 B-4 では、ICT を活用した国語科の授業について検討し、比較的在籍児童数が多い知的障害特別支援学級においても、ICT を活用して授業ができたこと、ICT を「書くこと」のいわば技能面に着目して活用し、児童の書くことへの負担を減らすことで、「書くこと」での思考力、判断力、表現力等も引き出し得ることが示唆された。

研究 B-2、B-3、B-4 については、経験の浅い教員向けに、短く簡易な表現で、それぞれ行動評定の一例、個々の児童の指導目標のスモールステップでの設定、知的障害特別支援学級での ICT を活用した事例のエッセンスについて、サポートキットにコラム化して掲載することとした。特に ICT を活用した事例については、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第 228 号）」（中央教育審議会，2021）や「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議，2021）において、ICT の活用が謳われているところであり、知的障害特別支援学級における効果的な指導例を示せたことは大変意義が大きい。

研究 B では、全ての事例において NISE 授業づくりサポートシートを活用しつつ、3 点の評価方法を様々に探索したところ、上述のように示唆に富む知見が得られた。NISE 授業づくりサポートシートは、児童の実態が異なる様々な学級において、国語科と算数科の目標や内容が異なる単元に対して、効果的に活用できると考えられる。

（３） 研究 C：サポートキット試作第二版版のモニター調査による有用性の検討

研究 C-1 教員インタビュー調査において回答があった改善に関する内容と、研究 C-2 と研究 C-3 のアンケート調査において自由記述にて回答のあった改善に関する内容を要約したものを表 5-3-1 に示した。

また、研究 C-3 では、教育センター等での研修講座における活用について、96.5% の教育センター等が肯定的な回答をしており、研究成果の活用と普及が見込まれた。

（４） 研究 D：サポートキット完成版の作成

上述した改善点について加筆修正を行い、サポートキット完成版を別冊に示した。サポートキット完成版には、「すけっと」という愛称をつけ、表題に入れた。

「すけっと」とは、「助っ人」という日本語と、英語のアクロニム Sukett ; Support Kit to Empower Teacher Teams（教員チームをエンパワメントするためのサポートキット）を掛けてつけたものである。また、研究所 Web サイトに本サポートキット「すけっと」や関連資料をダウンロードできるホームページ「すけっと ばすけっと」を作成し公開した。

表2 研究Cから得られたサポートキット改善点のまとめ

改善に関する意見・要望	完成版への反映内容
分量について 情報量が多い	
内容（レイアウト等）について 情報を探しやすいような目次等があるとよい イラストや図や写真など視覚的な情報がより多く記載されるとよい 教員の悩み（すぐに使える教材等）を反映させた構成	辞書タブのような印を各ページに付加 イラストや図、写真を増量 教材例を追加
付け加えて欲しい内容について 自立活動や各教科等を合わせた指導 他教科について ICT 機器を活用した授業づくり 他	解説を加筆 使い方の解説を加筆 コラムを加筆
発表方法について 各校に配布してほしい ウェブ等に掲載をしてほしい スライドや動画も付け加えてほしい	HP より無料でダウンロード可能。教育委員会や教育センター等へ周知の案内を発出 HP を作成 HP に掲載

（５） 総合考察

昭和 48（1973）年に精神薄弱特殊学級教育課程編成の手引きが文部省より発行されてから、平成 4（1992）年版まで学習指導要領の改訂に応じて更新されてきたが、ここ 20 年程文部科学省からそのような資料は発行されていない。近年のインクルーシブ教育システム推進の流れもあり、知的発達の遅れが重度の児童生徒と、軽度の児童生徒が同じ知的障害特別支援学級に在籍する場合もあり、一人一人の教育的ニーズに応えつつ、学級全体として一体的に授業を運営していくには、高い専門性が求められる。

このような現況に対して、本研究により、知的障害特別支援学級に特化した教育課程や授業づくりに関する資料を提示できた。

今後の課題としては、授業づくりの中で学習評価にあたる部分についての検討が挙げられる。また、各教科等を合わせた指導における授業づくりや学習評価についても今後検討が必要である。この検討の際には、上述した知的障害特別支援学級ならではの児童生徒の多様な実態差をどのようにマネジメントしていくかといった学級運営に関わる要素も加味した検討が必要だろう。

【成果の活用】

- 研究所 Web サイトに研究成果報告書及びサマリー、並びに本サポートキット「すけっと」や関連資料をダウンロードできる「すけっと ばすけっと」ページを作成し公開
- 「すけっと」紹介リーフレットを作成し、全国都道府県・政令指定市教育委員会や教育センター等にサポートキット「すけっと」冊子と共に配布。知的障害特別支援学級担任への周知を依頼
- 国立特別支援教育総合研究所の専門研修における講義・演習、都道府県教育委員会等主催の研修講座等において、本研究で整理した資料を活用

小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための 地域資源を活用した授業改善に関する研究

令和元年度～令和2年度基幹研究（障害種別）

研究の目的

- ① 肢体不自由特別支援学級における指導状況（自立活動の指導内容、児童生徒の学習上又は生活上の困難さの状況、外部機関との連携状況、研修の機会等を含む）を調査により明らかにし、課題を分析する。
- ② 小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒及び肢体不自由特別支援学級における指導の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用をはじめとした地域資源の活用の在り方、授業改善の方策を事例研究により明らかにする。

研究方法

小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒に対する授業改善の在り方を検討するため、これまでに取り組んだ先行研究（「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒及び学習状況等に関する調査研究」、及び「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の教科指導等に関する現状と課題に関する調査」）を踏まえて、肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の状況や指導の実態等を把握することを目的とした調査により課題を整理した上で、地域資源を活用した授業改善の在り方について具体的な事例を紹介する。

主な調査結果

- 小・中学校に設置されている肢体不自由特別支援学級はほとんどが1学級であり、学級担任の肢体不自由教育に係る特別支援教育経験年数は、5年未満が90%を超えている。また、約30%が肢体不自由教育に関する研修の機会がないと回答。
- 教育課程をみると、60%以上の児童生徒は当該学年の教科を中心に学習している。児童生徒の学習上又は生活上の困難さの状況について、担任の気づきは姿勢・動作に関する回答が多く、脳性疾患に起因する視覚認知の困難さ等の認知特性に応じた指導が十分に行われていない可能性。
- 特別支援学校のセンター的機能の活用状況は50%以下であり、5年前の前回調査より下がっていた。
- 今後活用したい特別支援学校のセンター的機能の上位3項目は、「姿勢や身体の動き、運動・体育に関すること」、「自立活動の指導の実践に関すること」、「肢体不自由のある子どもの理解と対応に関すること」であった。

特別支援学校のセンター的機能をはじめとした
地域資源を活用した授業改善の取組

事例研究の概要

- 活用した地域資源
特別支援学校、教育委員会、教育センター、大学、工業高等専門学校、医療機関

- ・個別の指導計画、個別の教育支援計画作成への支援
- ・体育科の授業、年間指導計画作成への支援
- ・教育委員会等の研修を授業改善に生かす
- ・支援機器の活用による授業改善
- ・医療機関と連携した授業改善
- ・特別支援学校のセンター的機能を活用した授業改善

＊地域の実情を踏まえた資源の活用を検討し、肢体不自由のある子供たちの学びの充実に向けた授業改善を推進する。

研究成果のアウトプット

「肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック」

総合考察

- 特別支援学校をはじめ、活用可能な地域資源や授業改善を行う際の視点、方法知の一端を示すことができた。
- 気づきやすい姿勢や動作の不自由に加えて、視覚認知の困難などの特性についての実態把握が重要。
- 小・中学校において肢体不自由教育を担う教員については、OJT（On the Job Training）が機能しないことが想定され、研修の在り方を含む専門性向上に資する方策を検討することが必要。

肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック

～日々の指導に生かす肢体不自由教育の基礎・基本～



令和3年3月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

[基幹研究]

小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための 地域資源を活用した授業改善に関する研究

(令和元年度～令和2年度)

【研究代表者】 吉川 知夫

【要旨】

本研究では、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒に対する授業改善の在り方を検討するため、肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の状況や指導の実態等を把握することを目的とした調査により課題を整理した上で、地域資源を活用した授業改善の在り方について具体的な事例を紹介した。

肢体不自由特別支援学級を対象とした調査から、①肢体不自由教育経験が浅い教員が多く、肢体不自由教育に係る研修の機会も十分でないことから、気づきやすい姿勢や運動・動作の不自由に加えて、視覚認知の困難などの特性等についての実態把握を含め、日々の指導の改善・充実につながる情報や知見の提供方法を工夫することや、研修の在り方を含む専門性向上に資する方策を検討すること、②特別支援学校のセンター的機能の活用ニーズは高く、特別支援学校側の人的制約や時間的制約、依頼のための手続の仕方を工夫すること、例えば地域支援を専任で行う担当者を配置するなどの体制整備を検討すること、が重要であると考えられた。

地域資源を活用した授業改善の取組として、特別支援学校のセンター的機能をはじめ、教育委員会や大学、医療・療育機関などの地域資源を活用した授業改善の事例を示した。

小・中学校等においては、地域の実情を踏まえた地域資源の活用を検討し、肢体不自由のある児童生徒の学びの充実につながるよう授業改善を図ることが求められる。

【キーワード】

肢体不自由、小・中学校、地域資源、授業改善、特別支援学校のセンター的機能

【背景・目的】

平成 29 年 4 月、及び平成 31 年 2 月に告示された特別支援学校教育要領・学習指導要領においては、一人一人の的確な実態把握に基づいた適切な指導と必要な支援が行われることがこれまで以上に求められている。安藤・池田ら（2013）は、特別支援学校のセンター的機能をはじめとした関係機関との連携により、学校や教師を支援する体制整備も行われてきているが、一回では完結せず、地域支援相談の長期化・多様化の事例が増えてきている現状を踏まえ、その実態を追究するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な支援の在り方を考える必要性を指摘している。

このような現状を踏まえると、改めて肢体不自由のある児童生徒の障害特性の理解・啓発を図るとともに、小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒を担当する教師を支えるシステムや専門性の向上は、学校現場において喫緊の課題である。

そこで、本研究では、次の 2 点を目的とした。

- ① 肢体不自由特別支援学級における指導状況（自立活動の指導内容、児童生徒の学習上又は生活上の困難さの状況、外部機関との連携状況、研修の機会等を含む）を調査により明らかにし、課題を分析する。
- ② 小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒及び肢体不自由特別支援学級における指導の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用をはじめとした地域資源の活用の在り方、授業改善の方策を事例研究により明らかにする。

【方法】

本研究では、前述の目的を達成するため、肢体不自由教育研究班で平成 28 年度に実施した「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒及び学習状況等に関する調査研究」及び平成 29、30 年度に実施した「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の教科指導等に関する現状と課題に関する調査」を踏まえて、主に以下の 2 つの研究に取り組むこととした。

- ① 全国の小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する調査
- ② 小・中学校における授業改善に係る事例研究

これらの各研究の方法の詳細については、研究成果報告書の中で述べている。

【結果と考察】

1. 全国小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する調査

(1) 回収数及び肢体不自由特別支援学級の概況

令和元年5月1日現在の全国の小・中学校における肢体不自由特別支援学級の学級担任を対象とした。回収件数は、小学校1,379学級、中学校467学級、合計1,846学級であり、令和元年度学校基本調査を母数とした場合の回収率は、小学校58.9%、中学校58.8%であった。

小・中学校に設置されている肢体不自由特別支援学級は、ほとんどが1学級であり(98.1%)、在籍人数は1人が最も多かった(71.0%)。また、教育課程の類型は、「当該学年の教科を中心に学習している」割合が60.2%と最も多かった。

(2) 肢体不自由特別支援学級の担任について

特別支援学級の担任の肢体不自由に係る特別支援教育経験年数は、5年未満が90.8%であり、70%以上の教員が特別支援学校教員免許を保有していないことや、肢体不自由教育に関する研修の機会がない特別支援学級担任が31.7%おり、日々の指導の改善・充実につながる情報や知見の提供方法の工夫が必要であると考えられる。

今後活用したい特別支援学校のセンター的機能で最も多いのは「姿勢や身体の動き、運動・体育等に関すること」(72.3%)であった。次いで、「自立活動の指導の実際に関すること」(70.1%)、「肢体不自由のある子どもの理解と対応に関すること」(69.3%)が続いた。平成29年告示小学校及び中学校学習指導要領では、特別支援学級で自立活動の指導を行うことが明記された。このことから、今後、自立活動の指導に関する助言のニーズが高まることが推測される。

(3) 肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の実態

在籍する児童生徒の学習上又は生活上の困難さの状況については、「運動や教室移動、階段等での困難さ」(82.7%)が最も多く、次いで「筆記以外の標準的な道具・用具の活用困難」(75.7%)、「生活全般において時間がかかる」(74.5%)であった。一方で、肢体不自由のある児童生徒は、運動面に加えて、脳性疾患に起因する視覚認知の困難さを随伴することが多い。しかし、児童生徒の困難さへの配慮について多くみられた回答は、「教職員間の共通理解や周囲の児童生徒への協力や理解啓発」(92.3%)、「必要に応じて技能教科(体育等)の学習内容の精選や変更・調整」(87.1%)であった。また、教育課程をみると、60%以上の児童生徒は当該学年の教科を中心に学習している。そのため、身体の動きに関する指導だけでなく、視覚認知等の特性を把握し、教科学習に関する対応を検討することも重要になる。しかし、通常の学級においては、肢体不自由児の認知特性を踏まえた学習支援はあまり行われていないとする報告もあり(安藤・渡邉ら、2007)、

特別支援学級においても姿勢や運動・動作以外の困難さへの学級担任の気付きの有無が課題となっていることが推察できる。

（４）肢体不自由特別支援学級の担任を支える体制等について

先述したように、肢体不自由特別支援学級の担任の肢体不自由経験が５年未満の教員が多い現状を踏まえると、日々の指導・支援の改善・充実に図るためには、肢体不自由特別支援学級の担任を支える環境や体制が重要になると考える。

特別支援学級担任の身近な存在である、校内教職員の支えは重要である。校内の相談相手では管理職が最も多かったことから、管理職の特別支援教育や肢体不自由教育に関する理解も重要であると考える。

肢体不自由教育に関する研修の機会では、教育委員会主催の研修の次に特別支援学校の研修が多かったことから、肢体不自由特別支援学級の担任を支える地域資源として、改めて特別支援学校が重要な役割を担っていることが分かる。しかし、特別支援学校のセンター的機能の活用状況を見てみると、「活用したことがある」が 41.8%であり、前回調査より 19 ポイント下がっていた。センター的機能を活用する課題を見てみると、「日程調整が難しい」、「手続や申請の仕方を知らない」、「手続が煩雑である」といったことが上位の課題であり、15.8%の担任は特別支援学校のセンター的機能を知らない結果であった。特別支援学校が近隣にない地域もあることから、特別支援学校以外の地域資源を有効に活用することが考えられる。

２．地域資源を活用した授業改善の在り方

本研究では、特別支援学校のセンター的機能をはじめとする地域資源を活用した授業改善に係る取組として、以下の 7 事例を報告する。事例の概要を 6 つの視点に分けて報告する。

事例 1．特別支援学校のセンター的機能を活用した小学校児童への支援

事例 2．特別支援学校のセンター的機能を活用した中学校生徒への支援

事例 3．教育委員会等の研修を生かした肢体不自由特別支援学級の授業改善

事例 4．大学と連携した肢体不自由特別支援学級における体育科の授業改善

事例 5．通級による指導を踏まえた通常の学級における授業改善

事例 6．高等専門学校及び大学と連携した肢体不自由特別支援学級の授業改善

事例 7．医療機関と連携した小学校支援の実践事例

（１）個別の指導計画・個別の教育支援計画作成への支援

調査結果からも、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・助言に対するニーズがあることが示された。事例 2 及び事例 5 において、特別支援学校のセンター的機能、及び

通級指導担当者による個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成や見直しへの支援に取り組んだ。在籍校との連携によって児童生徒の教育的ニーズを整理し、必要な支援を検討して授業改善につながった。また、合理的配慮をはじめ、学校生活上の配慮事項を記載することにより、校内連携の推進にも役立った。

（２）体育科の授業、年間指導計画作成への支援

肢体不自由のある児童生徒の特性として、姿勢保持についての困難や運動・動作の不自由がもたらす困難があり、特に体育の授業に関して悩みを抱えている担任は多い。事例４において、体育科専門の大学教員に助言を得ながら、障害者スポーツの種目を体験したり、教材・教具について意見交換を行ったりしながら、体育科の目標や内容を踏まえて指導内容を検討し、年間指導計画の作成に取り組んだ。また、通常の学級の児童と一緒に取り組める内容についても検討した。在籍する児童生徒の障害の状態や特性を踏まえた授業計画の立案につなげることができた。

（３）教育委員会等の研修を授業改善に生かす

事例３は、教育委員会や特別支援学校の研修を授業改善に生かした取組であった。特別支援学級担任は、児童の言語や歩行の不安定さ、ノートテイクにかかる時間の長さ、リコーダーやはさみの操作の難しさ等の学習上、生活上の困難さから、障害特性を踏まえた教科指導等の方法や自立活動の指導に関して課題意識をもっていた。

そこで、特別支援学校のセンター的機能を活用して、歩行指導や姿勢保持について助言を受け、指導に生かした。さらに、教育委員会等主催の研修会に参加し、自立活動や肢体不自由の障害特性を踏まえた教材・教具について理解を深め、授業改善に生かした。

（４）支援機器の活用による授業改善

事例５では、操作スイッチの製作を工業高等専門学校に依頼し、タッチセンサーを用いた本児に適したスイッチが開発された。これにより、自動走査式のコミュニケーションエイドを操作し、活動への参加が促進された。授業では、デジタル化された教科書を読み上げソフトを使って読んだり、カメラアプリのスイッチを押して記録を残したりすることにも活用し、これまで以上に本人の主体的な活動を促す授業改善につながった。

（５）医療・療育機関と連携した授業改善

事例７は、医療機関からの助言について、手術・治療のため一時的に在籍した特別支援学校から退院後に在籍する居住地域の小学校特別支援学級に引き継いで、個々の実態に応じた指導・支援の充実を目指した。身体の状態に合わせた歩行時の支援方法や、いす座位姿勢を保持するためのマットを活用すること等が引き継がれた。さらに、対象児の学習場

面で見られる困難さに応じて、特別支援学校の指導で用いていた筆記具のグリップや白黒反転定規等も引き継ぎ、特別支援学級の指導につなげていった。

（６）特別支援学校のセンター的機能を活用した授業改善

事例１及び事例２において、特別支援学校のセンター的機能を活用した授業改善に取り組んだ。センター的機能として教育相談を行っている特別支援学校は多いが、事例１では、相談内容の傾向を体育の授業参加、書字、道具の使用、摂食の４つに分類している。その中で、姿勢や運動・動作以外にも、担任の気付きに合わせて視覚認知の困難さについても助言を行い、授業改善につなげた。

また、事例２の特別支援学校では、ホームページで充実した研修資料等の公開を行っていた。このような資料を活用して、小・中学校が授業改善に取り組むことも有効であると考ええる。

【総合考察】

本研究の成果として、特別支援学級の概況（担任や在籍する児童生徒の実態、日々の指導・支援の状況等）に基づき、本研究で提供が必要な情報や事項を把握することができたこと、事例研究については、新型コロナウイルスの影響により、具体的な授業改善まで取り組めなかった部分もあるが、特別支援学校の他に活用可能な地域資源や授業改善を行う際の視点や方法知の一端を提供することができたことが挙げられる。小・中学校等においては、地域の実情を踏まえた資源の活用を検討し、肢体不自由のある子供の学びの充実に向けて授業改善を進めることが求められる。

一方、課題として、小・中学校の主体的・組織的な取組を目指して、教育委員会や特別支援学校が地域の実情に合わせて地域資源を把握・提供しながら、小・中学校の実践を支える実践的研究が継続して必要であること。また、肢体不自由特別支援学級の設置状況から、小・中学校において肢体不自由教育を担う教員についてはOJT（On the Job Training）が機能しないことが想定され、研修の在り方を含む専門性向上に資する方策を検討することが必要であると言える。

【成果の活用】

本研究において報告した、特別支援学校のセンター的機能をはじめとした地域資源を活用した授業改善の在り方に関する事例研究の成果、及び作成した「肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック」は、肢体不自由のある児童生徒が在籍する小・中学校の教職員や特別支援学校（肢体不自由）の教職員による実践の改善、及び国及び設置者等による施策推進の参考資料として活用されることが期待される。

社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究

－ 発達障害等の特性及び発達段階を踏まえての通級による指導等の在り方に焦点を当てて －

研究の目的

本研究では、発達障害のある児童生徒の適応上のさまざまな困難の実態とそのリスク要因を、他分野の関連機関（福祉、医療、矯正教育等）から得られた知見も基にしながら環境面も含めて整理する。

児童生徒自身の「資質・能力」を支えるためにどのような支援が必要となるか、また、学校等において実践をどう進めることがよいのかについて、全国調査の結果を基に、通級による指導において特別な教育課程を編成する場合に参考にする自立活動、さらには、教員の専門性の向上に焦点を当て考察を行う。

予備的研究（平成30年度）

訪問調査：少年院、発達障害者支援センター、児童心理治療施設など **学校以外で発達障害のある子供と関わっている支援者へのインタビュー**

調査結果：

＜二次的な障害から著しい不適応に陥っている **背景要因**＞

- ・ 人間関係の問題
 - ・ 学習意欲の低下や学力不振
- 学校への期待

＜ **共通して重視している取り組み**＞

- ・ 自信と人への信頼感の醸成
- ・ 専門的・多面的支援
- ・ 居場所と出番づくり
- ・ 自己理解に基づく支援要請

予備的研究からわかった「二次的な障害を生じさせないために学校での指導・支援に期待されている」視点
「**学びへのアクセス**」 「**自己理解**」 「**信頼感**」

基幹研究（令和元年～2年度）

医学的知見の把握と整理

医学的な「二次障害」の捉え方の理解と本研究で取り上げる「二次的な障害」の整理

先行研究の整理

検索キーワード：「学校不適応」
(1) 医学的な視点から考える発達障害等のある児童生徒の不適応の捉え
(2) 通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の不適応と予防的取組

インタビュー調査

対象：福祉、司法、医療分野の専門職、小・中・高等学校の通級担当者
内容：不適応の予防につながったと思われる事例のうち、「指導・支援を通して不適応の状態が改善された事例」

質問紙調査

学校における対応：発達障害児への専門的な指導の場である通級による指導の **実態把握**

発達障害通級における自立活動に相当する指導の検討

教科の内容を 取り扱いながらの指導	自己理解に関する 指導・支援	信頼感を育む 指導・支援
----------------------	-------------------	-----------------

研究協力者との協議

研究協力者：文部科学省特別支援教育調査官、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害者情報・支援センター長、通級担当者（小・中・高等学校）、高等学校長、福祉関係者（発達障害者支援センター）、福祉関係者（発達障害者支援センター、スクールソーシャルワーカー）、矯正教育関係者（少年院専門官）
研究協議会：①中間報告書、②調査及び検討結果、③リーフレットに関する協議
研究協力者による論考：各機関における「自己理解」や「信頼感」に関する取組について

研究成果

二次的な障害への予防的な関わりには、通常の学級を含め学校全体でこの3つの取り組みが期待される。

「**学びへのアクセス**」
の保障



「**自己理解**」
を促す関わり



「**信頼感**」
を育む関わり



[基幹研究]

社会とのつながりを意識した発達障害等への

専門性のある支援に関する研究

一 発達障害等の特性及び発達段階を踏まえての
通級による指導等の在り方に焦点を当てて 一

(令和元年度～2年度)

【研究代表者】 海津 亜希子

【要旨】

二次的な障害の予防を主眼に、発達障害のある児童生徒の適応上のさまざまな困難の実態とそのリスク要因及び保護要因を、学校教育分野のみならず、医学や福祉、矯正教育等、発達障害のある児童生徒の支援に尽力する他分野の関連機関とも協働しながら現状の分析・整理を行った。その際、より実践性をもった知見として昇華すべく、学校教育場面で児童生徒にどのような姿勢で臨めばよいのか、どういった指導や支援が必要なのかについて、発達障害のある児童生徒に対する専門的かつ有効な指導の一つである「通級による指導」を切り口に検討した。その結果、発達障害を対象とした自立活動に相当する指導には、少なくとも児童生徒の困難や年齢層と関係した6つの成分があること、そして二次的な障害の予防・低減にあたっては「学びへのアクセス」「自己理解」「信頼感」が重要であることが示唆された。

【キーワード】

発達障害、二次的な障害、通級による指導、自立活動、小・中・高等学校

【研究の概要】

発達障害は生得的なものであり、完治するというものではない。一方で、「二次的な障害」の場合は様相は異なる。これは「獲得性の問題」であり、「獲得させないこと」も、「消失させること」も可能なのである。つまり、学校教育分野において子供に二次的な障害を獲得させないこと、仮に強いてしまった「二次的な障害」を消失させることもできるということを意味する。そこで、本研究では、二次的な障害の予防を主眼に、発達障害のある児童生徒の適応上のさまざまな困難の実態とそのリスク要因及び保護要因を、学校教育分野のみならず、医学や福祉、矯正教育等、発達障害のある児童生徒の支援に尽力する他分野の関連機関とも連携しながら現状の分析・整理を行った。その結果、「学びへのアクセス」「自己理解」「信頼感」という3つの視点が重要であることが仮説として生成された。そこで、これらの仮説が実践において妥当なのかについて、発達障害のある児童生徒に対する専門的かつ有効な指導の一つである「通級による指導」を切り口に検討を行った。具体的には、小・中・高等学校といった異なる発達（学校）段階の発達障害を対象とする通級に対して全国調査を行い、自立活動に相当する指導がどのようになされているのかを子供の特性（障害、困難）、および発達（学校）段階で整理し考察した。

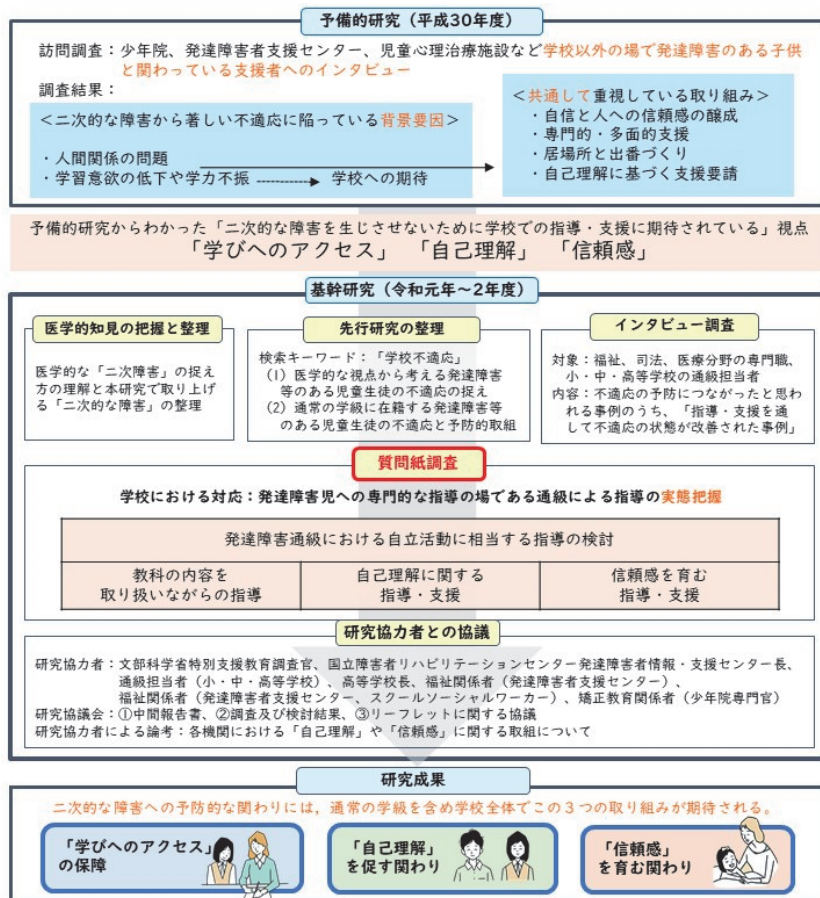


図1 研究の概要

【二次的な障害とは何か】

二次的な障害の原因（いわゆるリスク要因）には、子供の保護者や教師、仲間等によって能動的・意図的に行われることが原因になるもの（能動的要因）と、周囲の人達が必要なあるいは望ましい支援・配慮に気づかずにいることが二次的な障害の原因となる場合（不作為要因）がある（渥美、2021）。能動的要因については、教師による気づきや対応がなされることが多いと考えるが。一方で、不作為要因は「なされない支援」といえるものであり、現在でも十分に気づかれず把握されていないことが多い（図2）。

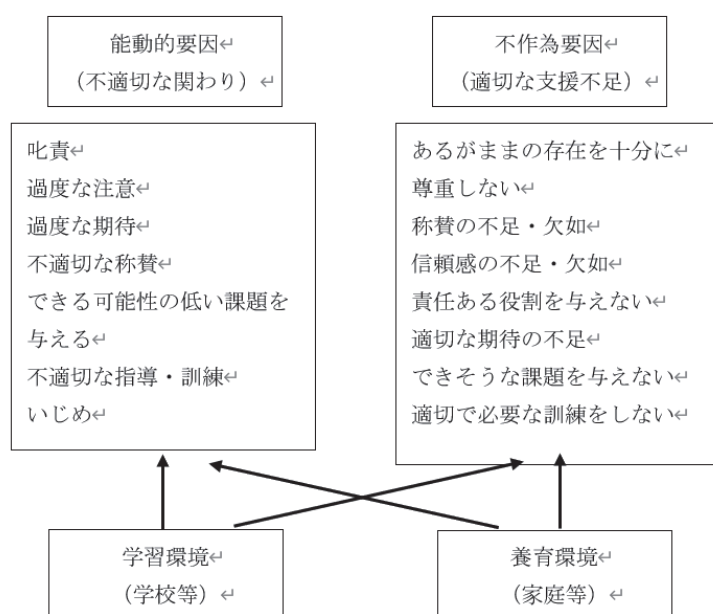


図2 二次的な障害を引き起こす能動的要因と不作為要因（渥美，2021）

【子供の特性（困難）、発達段階を考慮してどの要素が子供にとって必要かを検討する一通級による指導において】

発達障害のようにその状態像が多様である場合、指導時間に限りがある通級の中で自立活動の27項目の中から何をどう関連づけ、指導を選択したらよいのか、その検討は容易なことではない。そこで、本研究では、発達障害を対象とする通級で行われている指導にどのような特徴があるのかを整理した（図3）。これが実現できれば、通級担当教員が、個々の発達障害等のある児童生徒の指導内容を設定していく時の手がかりとして利用したり、また、設定した指導内容の意味—つまり指導がどの成分を反映したものなのか—を確認するために利用したりすることができると考える。調査結果からは、発達障害を対象とした自立活動に相当する指導には、少なくとも、児童生徒の困難や年齢層と関係した6つの成分があり、通級においては、これらの指導を中心として展開されていると推測された。

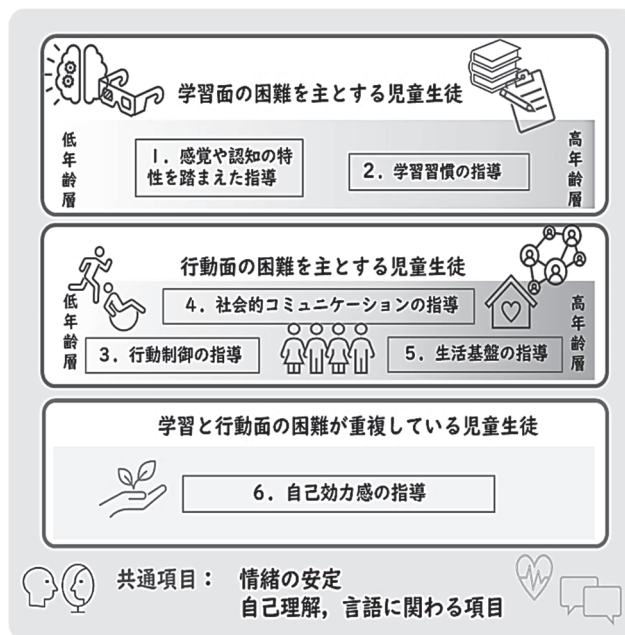


図3 自立活動に相当する指導の主な成分のモデル図

【「感覚や認知の特性を踏まえた指導」や「学習習慣の指導」を促すための重要な視点「学びへのアクセス」】

図3のモデル図において明らかになった6つの成分（要素）の内、学習(学び)は学校教育の本丸である。教育分野にある者がこの「学び」を大切にすることはもちろんであるが、本研究に先立って行われた予備的研究で行った調査では、福祉や矯正等他分野領域の専門家においても「わかりやすい学びの機会」が重要との指摘があり、他領域から学校教育へ期待する事項でもあった。つまり、学びにおけるつまずきは、二次的な障害にもつながる危険性があること(リスク要因)と同時に、二次的な障害につながった児童生徒たちを救う手立て(保護要因)にもなり得ることが窺えた。

当該スキルや能力の獲得自体がそもそも厳しい場合には、代替手段、合理的配慮を用いながら苦手さを克服していくことも考えなければならない。しかしながら、それら「特定の代替手段」「定期試験、テスト等を受ける際に必要なスキル」に関する指導は本調査で指導の実施が40%に満たなかった。通常の学級で多くの時間を過ごす発達障害のある児童生徒については、こうした正確な現状把握なしに、本来必要としている合理的配慮を通常の学級において受けられていないことも多い。本人はそれを希望していても、それを享受できない理由として周囲の理解が得られない(他の児童生徒や教員等)ことも要因として挙げられる。

なぜ合理的配慮が必要なのかについての現状把握・分析は指導する側(教員)の任務ともいえる。通級と通常の学級とが連携しながら、「学びへのアクセス」、つまり、大半の時間を過ごす通常の学級での日々の学習活動への参加をスムーズにし、障害による障壁をなくし児童生徒の能力を最大限に発揮できる状況を創り出せるかが重要と考える。

【発達障害を対象とした自立活動の主な成分の下支えとなる「自己理解」、さらには「自己効力感」を促すための視点「自己理解」】

図3のモデル図において明らかになった6つの成分(要素)の下支えになるものとして挙げた中に「自己理解」があった。これは、まさしく本研究の仮説(3つの重要な視点「学びへのアクセス」「自己理解」「信頼感」)の内の一つであった。

そこで、より具体的に、「自己理解」に関する指導・支援の内容について整理したところ、15個の指導・支援の内容が把握された。また、この内容を、教育現場にとってよりポイントが伝わりやすい形で提示できるよう、研究協力者との協議を通し5つの視点から整理した。それが「(1) になりたい自分について考える」「(2) 自分の良いところ、課題となるところ等を理解する」「(3) 自分に必要な対応を理解する」「(4) 成功体験の積み重ね、自信をもつ」「(5) 自己肯定感をもつ」であった。

児童生徒の「こうになりたい」という願いがまずは出発点となり、そして、自分の良いところの理解と成功体験の蓄積を通じて自己肯定感、自己効力感の向上や自信の獲得へとつながっていく。他方、こうした自己肯定感・自己効力感や自信の獲得ができて初めて、自分の課題となる点に向かい合うこともできよう。それが必要な対応方法の検討や練習へのモチベーションへと向かうことにもなる。そこで「自己理解」等を促すための5つのポイントを具体的にどのように行えば良いかについては図4に示した。

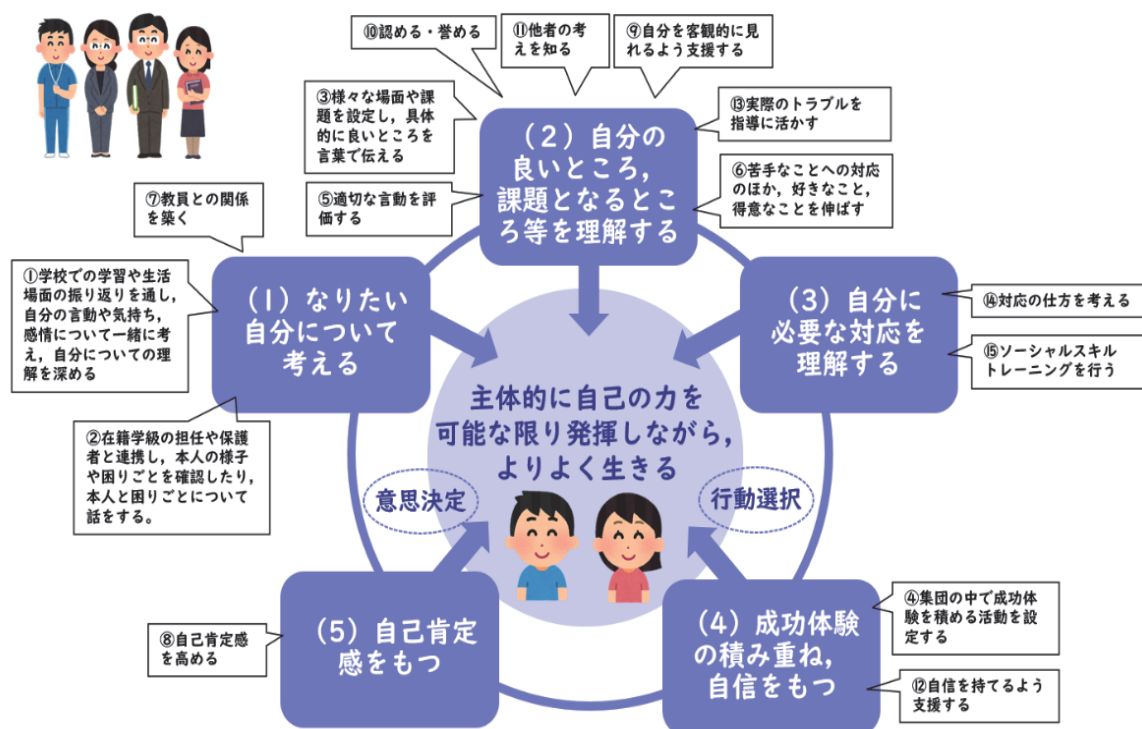


図4 自己理解の指導・支援のポイント

【発達障害を対象とした自立活動の主な成分の下支えとなる「情緒の安定」さらには「社会的コミュニケーション」を促すための重要なポイントである視点「信頼感」】

本研究では、この「信頼感」という抽象的な概念を実態調査結果を基に、「安心感」「支援的関わり」「関係構築」「自他の理解」「社会性の獲得」「連絡調整」というカテゴリーに分けた。各カテゴリーの下には「受容的・肯定的対応」「話をきく」「他者の良さを知る」等のサブカテゴリーおよび具体的な内容があり、どのようなことが信頼感につながっていくかが整理してある（表1）。これらはすべて大切なことのように思えるが、調査結果からは、発達段階による差や障害特性による差も一部でみられた。しかし、「安心感」や「支援的関わり」をとっても、「信頼感」を深める際の基本的な支援であり、このカテゴリーに含まれる指導・支援は、いずれの学校種、障害種においても重視して取り組まれることが必要と考える。

表1 「人への信頼感」が深まることを意識した指導・支援の記述とカテゴリーより一部抜粋

カテゴリー	サブカテゴリー	回答数	記述内容
安心感	受容的・肯定的対応	78	よい所に目を向ける。関わってよかったという体験を重ねる。 相手を肯定する言葉かけを多くする。 話す内容はできる限り受容し、本人の意見には否定をしない。
	過ごしやすい環境づくり	23	ハードルの高い目標を設定しない。 プラスの見通しをもちやすいような活動の組み立て、事前の提示。 児童の好きなことから学習、関わり、遊びにつなげる。
	ほめる・認める	52	学級で見せる頑張りや伸びをほめることから始める。 頑張っていること、努力していることを認める。できたこと成長したことはほめる。 発信された言葉はまず受け止める。発信したことをほめる。
支援的関わり	話をきく	78	話をしっかり聞き受け取る。 個々の思いを色々な方面から聞く時間を一時間の中に必ず組み入れている。 個別指導の際に、日常での楽しかったできごとや困りごとを聞く時間を確保する。
	助言	16	その後苦手を克服の方法をアドバイスを元に経験させ信頼関係を作る。 わからないことやうまくいかないことがあってもよいことを教える。 困っていることがあれば、早くサポート案を出す。
	肯定的評価	10	援助を求められたことを認め、評価している。 取り組んだ内容をスモールステップごと評価し、自己肯定感を向上できるように指導している。 担任や本児と関わる教員と連携し、本児の課題と目標についてできたときにしっかり賞賛して価値付けていく。
	活動の共有	29	学習やゲーム等を通して楽しさを共有する。 困っていることを解決するための方法を一緒に考える。 仲間、指導者とかかわりの中で生まれる協力・励まし合い、仲間から必要とされている感覚など小集団での指導を大切にしている。
	サポート一般	18	困った時に助ける。 積極的にコミュニケーションをとる。 分かりやすい指示の仕方などをする。

【今後の課題】

二次的な障害の予防にあたって本研究でその重要性について掲げた3つの視点「学びへのアクセス」「自己理解」「信頼感」は、いずれも目新しい知見ではなく、ある種当然のものであると言っても良い。しかしながら、重要性を認識していることと、それが実際にできていることとは違う。子供たちの一生を考えれば学校教育が関われるのはほんの一時でしかない。そこで背負ってしまった二次的な障害による傷は生涯その子に影響を及ぼすといっても過言ではない。子供が社会の中で自己実現できるよう、学校教育の中で、友人や教師等との間に信頼感を育みながら、学びを楽しみ、こうなりたい自分に少しでも近づけるよう支援することが学校教育における使命といえる。

なお、今後、本研究に関する知見については、リーフレットを作成し、二次的な障害の予防・低減に資するべく、広く学校現場に理解啓発を図る予定である。

令和2年度 地域実践研究

インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究

【背景】 共生社会の形成やインクルーシブ教育システムの構築には全ての教師、子ども、保護者・地域の理解が重要。そのため、どのような教師や学校を目指し、どう取り組むべきかについて具体的な検討と提案が必要。

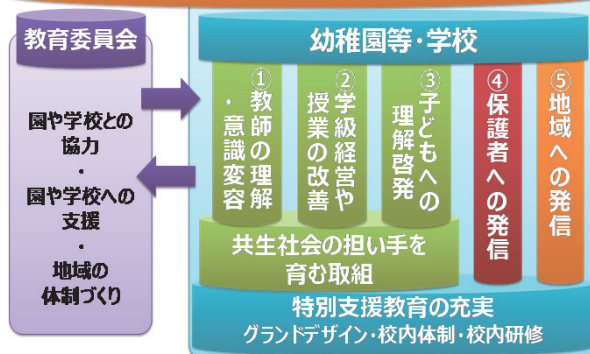
【目的】 10の県市の研究と研究所の研究チームの研究の全体を通して、以下を提案することを目的とした。

- 「特別支援教育の目的や意義について十分理解している」教師とはどのような姿なのか
- 「特別支援教育に関して組織的な対応ができる」学校とはどのような姿なのか
- 教育委員会による研修や支援等、どのような内容の取組が、どのようになされるとよいか
- 子どもたち、保護者や地域に、インクルーシブ教育システムの理念をどのように伝えることができるのか

学校・地域等への発信

- 札幌市→①②**
市立幼稚園の好事例を分析
保育所こども園幼稚園に普及
- 鹿沼市→①②**
基礎的知識の研修と研究推進校の実践の普及
- 神戸市→①②**
特支Coの専門性向上による小・中学校への啓発
- 鳥取市→①②**
小・中学校におけるインクルーシブ教育システムの実態把握
- 釜石市→①②④⑤**
校内研修モデルの効果を分析
保護者、地域への発信

共生社会の担い手を育む教育の実現 インクルーシブ教育システムの理解啓発



校内研修モデルの作成

- 埼玉県→①②**
小・中学校で持続可能な研修モデルの作成、検証
- 静岡県→①②**
小・中学校教員の子ども
の見方を多様化・深化させる
モデルの作成
- 相模原市→①②**
小・中学校教員の多様性
の理解を促進するモデルの
作成

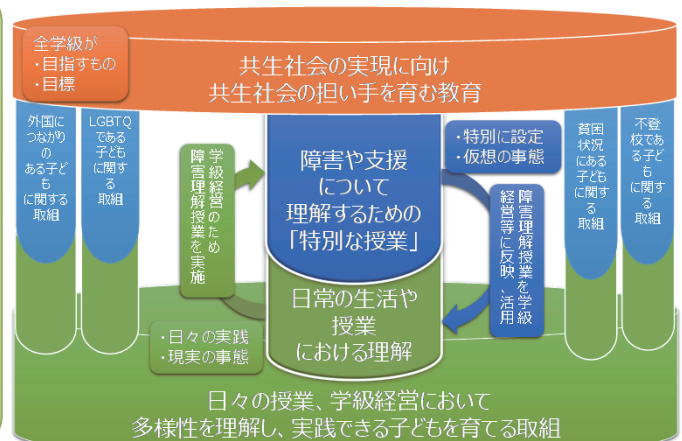
地域の体制づくり

- 青森県→【圏域】** 特別支援学校の専門性向上による地域支援充実
- 田原市→【市町村】** 保育所こども園から高校・特支・福祉連携による体制づくり

子どもへの理解啓発

研究所の研究チーム→③

- ・小学校における日常的な授業や学級経営における多様性理解、尊重の在り方の提言
- ・障害理解授業への提言
授業における多様性理解の在り方を検討、提言
 - ①障害理解教育は「障害特性理解教育」ではないこと
 - ②「障害」による困難さは環境（人、もの、活動）との間に生じる部分が大きいと捉えること
 - ③共に生きていくという姿勢を示すこと
- ・日常的な授業や学級経営と特別な授業の往還による学びの深化を目指すことが重要であることの提言



【まとめ】 インクルーシブ教育システムの理念を理解啓発することとは

- ①特別支援教育と通常の学級における教育との融合を目指すこと
- ②特別支援教育の視点から、通常の学級における教育の意義や価値を見出すこと
- ③10年後の社会を想像し、子どもたちを共生社会の担い手として育むことを教育の基本とすること
そのための学校づくりや地域の体制づくりを進めることが重要
- ④上記の①から③を教育の方向性として地域に示すこと

[地域実践研究]

インクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に関する研究

(令和2年度)

【研究代表者】久保山 茂樹

【要旨】

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けて、全ての学校の全ての教師、子ども、保護者や地域の理解が不可欠であり、そのための方策を具体的に提言する研究が求められている。そこで、本研究は、国立特別支援教育総合研究所(2020)に引き続き、①「特別支援教育の目的や意義について十分理解している」教師とはどのような姿なのか、②障害のある子どもに対して「組織的な対応ができ」インクルーシブ教育システムの理念を啓発できる学校とはどのような姿なのか、③教育委員会による支援等はどういうふうになされるとよいのかを明らかにすることを目的とした。加えて、④子どもたちに対して、インクルーシブ教育システムの理念をどのように伝えることができるのかを明らかにすることを目的とした。本研究に参画した10県市の研究は、校内研修モデルに関する研究、学校や地域等への発信に関する研究、地域の体制づくりに関する研究に分類された。各参画地域の課題解決に向けた成果が得られるとともに、インクルーシブ教育システムの理解啓発のためには、特別支援教育と通常の教育との融合を目指すこと、通常の学級の教師が既に実践している個に対する支援の意義を見いだし共有すること、子どもたちを共生社会の担い手として育むことを教育の基本とすること、教育が向かうべき方向性を教育委員会が地域に示すことが重要であること等を提言した。

【キーワード】

共生社会の担い手を育む、学習指導要領前文、特別支援教育と通常の学級の教育の融合、障害理解授業、校内研修、地域の体制づくり

【背景・目的】

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築を推進するには、学習指導要領解説総則編にも示されているように、全ての学校の全ての教師が特別支援教育の目的や意義について十分に理解していることが不可欠である。また、子ども、保護者や地域の理解が重要である。平成30年度・令和元年度地域実践研究「インクルーシブ教育システムの理解啓発に関する研究」では、以下の4点について検討し、教育行政及び教育現場に対して提言した。即ち、①特別支援教育の目的や意義について十分に理解している教師とはどのような姿なのか（「こんな先生になるといいな」）、②障害のある子どもに対して組織的な対応ができる学校とはどのような姿なのか（「こんな学校になるといいな」）、③教育委員会の研修等が通常の学級の教師に届くには、どのような内容や方法が良いのか、④子ども、保護者や地域に対して、インクルーシブ教育システムの理念をどのように伝えることができるのか、である。本研究は、この成果を踏まえ継続して①から④について取り組んだ。①②及び③については、各指定研究協力地域の課題に即して取り組むことで、さらなる内容の深化と拡充を行い、より具体的な提言を行うことを目的とした。④については、子どもに対する理解啓発の在り方について明らかにすることを目的とした。

【方法】

本研究において、インクルーシブ教育システムの理解啓発を検討する枠組みを図1に示した。各学校で、特別支援教育に関する校内体制や校内研修の充実がなされ、その土台の上に、共生社会の担い手を育む取組、保護者や地域への発信がなされることによって、インクルーシブ教育システムの理解啓発は進められていくと考えられた。また、学校の取組に対して教育委員会が協力や支援を行うことが必要であると考えられた。

研究は、以下の4つから構成された。

（１）子どもへの理解啓発に関する研究（主として研究所研究チームが実施）

インクルーシブ教育システムの理念を子どもたちに伝えるための日常的な学習や学級経営と特別な学習である障害理解授業について、文献調査や実践から検討し提言した。

（２）校内研修モデルに関する研究（埼玉県、静岡県、相模原市）

通常の学級の教師の実践を収集、分析し、継続的に実施できる研修モデルを提言した。

（３）学校や地域等への発信に関する研究（札幌市、釜石市、鹿沼市、神戸市、鳥取市）

教師の実態把握、エピソード集作成、校内研修モデルの試行等を通して、学校及び教師や地域へ発信した。

（４）地域の体制づくりに関する研究（青森県、田原市）

教師の実態把握や多職種間連携を実施し、地域の体制づくりに関して提言した。

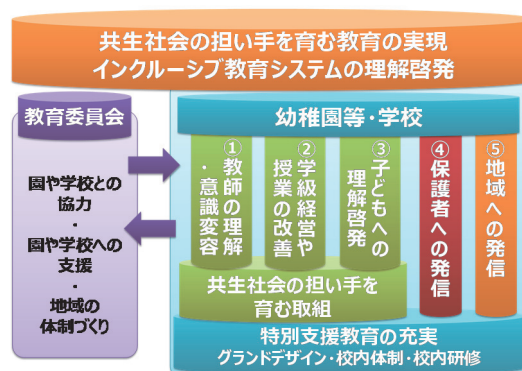


図1 本研究の枠組

【結果と考察】

（１）子どもへの理解啓発に関する研究（主として研究所研究チームが実施）

いま、学校で学ぶ子どもたちには10年後の「予測困難な社会」に主体的に関わり、社会や人生をよりよいものにしていく力が必要である。学習指導要領は「主体的・対話的で深い学び」の実現により、子どもたちが「予測困難な社会」を生き抜くための「資質・能力」を育むことを求めている。学びが対話的であるためには、対話の相手である他者を理解し尊重できることが前提となる。また、深い学びとなるためには、自分が考えつかないような考えを持つ他者との出会いが必要である。つまり、対話的で深い学びの実現には、学びの集団が多様な子どもで構成され、多様性が保障されていることが必須であると言える。

本研究の研究協力機関であるA小学校の実践においても、日常的な学習や学級経営において、一人一人の子どもの言動を丁寧に見取り必要な支援をすることはもちろん、教師が想定していないような子どもの発言を学級全体の深い学びの機会とすることを実践するなど、子どもたちの多様性の理解と尊重を基調とした授業や学級経営を目指していることが明らかになった。

A小学校がそうであったように、想定していないような子どもの言動に直面したとき、教師がそれを受けとめ、周囲の子どもたちと共有したり、深い学びの機会としたりするなど、子どもたちの多様性を理解し尊重する姿を示し続けることで、徐々に、その姿が子どもたちに浸透し、子どもたちへの伝播が起こるのは想像に難くない。こうした「小さな共生社会」が実現したとき、子どもたちにインクルーシブ教育システムの理念が伝わったと言えるのではないかと考えられた。

こうした日々の教育的な配慮がなされることに加えて、特別な授業である「障害理解授業」がなされると、子どもたちのインクルーシブ教育システムの理念の理解が深まる可能性がある。ただし、障害理解授業が単発で実施されるだけでは子どもたちへの教育的な効

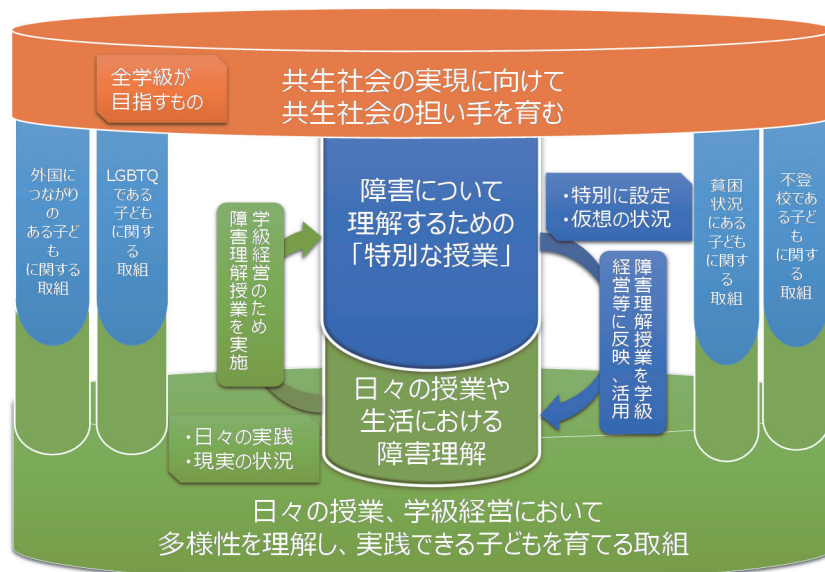


図2 共生社会の担い手を育むための学びの機会

果は少ない。障害理解授業での学びを、子どもたちが日常的な学習や生活に反映させることができるような往還的なはたらきかけが必要である（図2）。

障害理解授業については、短時間の疑似体験や知識伝達型授業だけでは、子どもたちが、障害のある人をかわいそうな存在や一方的に支援をする対象と捉えてしまうことが課題（久保山：2006）となっていた。A小学校は、学校全体で障害理解授業に取り組み、教科領域横断による長時間の授業を多学年にわたって展開した結果、子どもたちは、障害に関する考え方を深め、共生社会について自分事として捉えることができていた。本研究では一つの学校での実践のみを検討対象とせざるを得なかったが、文献や先行研究等を検討することで、障害理解授業の実施に向けて以下の3点を提案することができた。

- ①障害理解教育は、「〇〇障害とはなにかを教える」ような「障害特性理解」の教育ではないこと
- ②「障害」による困難さは環境（人、もの、活動）との間に生じる部分が大きいと捉えること
- ③共に生きていくという姿勢を示すこと

（2）校内研修モデルに関する研究（埼玉県、静岡県、相模原市）

埼玉県の研究では、どの学校でも取り組める「持続可能な研修パッケージ」を作成した。「持続可能」であるためには、少ない負担でできる研修、主体的に取り組める研修、効果を実感できる研修、良い実践を共有・継承できる研修の4つの要素が重要であることを実践的に確認し提案した。しかし、この研修パッケージが子どもの学びの改善に直結するためには、教師が一人一人の子どもが持つ困難さの背景要因に目を向けた上で、指導の工夫を行うことが肝要である。子どもの学習上の困難さを理解しようとするには、子どもの視点に立って授業の改善を図ることを繰り返すことを習慣にすることが有効であるが、本研究で作成した「研修パッケージ」の簡便さがこうした習慣を作ることに活用できるのではないかと考えられた。

子どもが持つ困難さの背景要因を探ることについては、静岡県の研究でも、実践的に明らかにした。教師は多忙であるとともに子どもを巡って様々な課題に直面している。学級担任が学級内で生じた課題を自分一人の力で課題を解決しようとする、大きな困難さを抱くことになる。静岡県の研究では、教師の多様性に着目した。子どもに対する見方、考え方が多様であるからこそ課題の解決の道が開ける。教師集団による組織的な子ども理解が重要である。そのために「児童生徒理解共有シート」を開発した。開発にあって重視したのは、埼玉県と同様に教師の負担を極力減らすことであった。たとえ10分であっても、複数の目で子どもの姿を見て、何気ない会話の中で考えを共有することが子ども理解（児童生徒理解）を深めることになる。その積み重ねによって、子どもの多様性の理解と尊重が可能になると考えられる。

相模原市の研究では、MIM-PMを用いて子どもの客観的な評価を実施した。研究推

進校の実践では全体の3割弱の子どもについて、教師が読みの力を誤って捉えていることがわかるなど、客観的な評価の重要性が明らかになった。子どもの困難さを見落とすことがないようにこうした指標を用いていくことも重要であろう。また、学習障害のある当事者が作成した絵本を活用することで、教師も子どもたちも困難さのある子どもへの理解を深めることができた。客観的な評価による理解と当事者の心情を理解することとの両方が子ども理解をすすめる上で重要であることが明らかになった。

（3）学校や地域等への発信に関する研究（札幌市、釜石市、鹿沼市、神戸市、鳥取市）

札幌市には、教育委員会内に幼児教育センターが設置されており、同センターが中心となって、保育所・認定こども園・幼稚園の保育者に対するインクルーシブ教育システムの理念を理解啓発するためのエピソード集作成のための基礎情報を収集した。札幌市立幼稚園は全園が研究実践園として質の高い保育が展開されており、障害のある子どもを多数受け入れるなど特別支援教育について優れた実践を行ってきた。その成果を私立園や保育所・認定こども園にも広げていくことを目指した。研究では、幼児の内面を理解することや「こうやったらうまくいった」など肯定的な姿や様子をエピソードとして発信していくことの重要性が明らかになった。インクルーシブ教育システムの理念を理解啓発する上で、できないことをできるようにする指導とともに、いまできていることを豊かにすることも大切であることを示している。また、教育委員会が、保育・教育の現場にいる保育者や教師の力を活用し、保育・教育現場が活用できる内容や方法で発信していくことの重要性が明らかになった。

神戸市は、小・中学校の特別支援教育コーディネーターについて、**鳥取市**は、小・中学校の全ての教員を対象にして、それぞれ、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育についての理解や実践の様子等について実態把握を実施した。

神戸市の研究では、教育委員会が、教育現場の実態やニーズを把握、分析し、発信内容を常に更新していくことの大切さが明らかになった。それを踏まえて、「特別支援教育コーディネーターハンドブック」の改訂や「特別支援教育コーディネーターのためのQ&A」等の発信を行った。

鳥取市の研究では、教師の意識調査を詳細に実施し、教師の年齢層や勤務校の校種による結果の差異を明らかにした。こうした詳細な基礎データを教育委員会が収集し分析することが、教育現場への発信をより有効で確かなものにすると考えられる。

鹿沼市は、平成30年度から3年間地域実践研究に参画し、全ての教員を対象としたインクルーシブ教育システムの理念の理解啓発と専門性の向上に取り組んできた。職種や役割ごとに研修を実施することで求められる専門性を発揮できるよう、それぞれの研修の実施内容、方法を検討し試行してきた。研修を継続的に実施する中で、教師から「授業での指導にあたり、許容範囲が広がった」という意見が出されるようになった。それは一人一人の子どもの学びやすい姿勢や視線の向け方があることに気づいた教師によるものであった。

子どもの姿勢を一律に同じにしなくても良いなど、個別最適な学びの確保につながる教師の気づきを教育委員会が整理、分析し、発信することで、インクルーシブ教育システムの理念が、通常の学級の教師にも、無理なく、わかりやすく伝わっていくと考えられた。

釜石市も、平成 30 年度から地域実践研究に参画し、学校に対してだけではなく、保護者や地域への理解啓発を課題に掲げ、市内の全ての人々を理解啓発の対象として位置づけていた。小・中学校に対しては、国立特別支援教育総合研究所(2020)の成果の一部である校内研修モデル（静岡県および藤枝市）を釜石市内に周知、定着を図った。校内研修を継続する中で、特別支援教育に対する自己評価を敢えて厳しくし、学びを深めた教師がいるなど、教育委員会の継続的な発信が教育現場の教師の意識変容につながっていることが明らかになった。また、就学に関する保護者への説明会の実施や教育広報による地域の人々への発信など、釜石市の取組は、教育委員会が市内の全ての人々に発信するものとして他の自治体に参考になるものであると考えられる。

（４）地域の体制づくりに関する研究（青森県、田原市）

インクルーシブ教育システムの構築には、地域の体制づくりによって切れ目ない支援が実現することが重要である。切れ目ない支援体制には、様々な専門性を持つ機関や職種とのつながりである「ヨコの連携」と、出生前から就労に至るまでに親子が出会う機関や職種とのつながりである「タテの連携」の２つの連携が重要である。

このうち、青森県は「ヨコの連携」において地域で中心的な役割を果たす特別支援学校の役割について検討した。また、田原市は、保育所・認定こども園から小・中・高等学校に至る「タテの連携」による体制づくりを基本とし、そこに、特別支援学校や福祉部局を交えた「ヨコの連携」も加えた地域の体制づくりに取り組んだ。

青森県は、教育委員会の事業として、特別支援学校の教師が、地域の支援体制において、期待される役割が果たせるように、教育相談ガイドブックの作成を計画している。今回の研究では、ガイドブック作成に向けた情報を得るために、県内の特別支援学校の全ての教師を対象として、インクルーシブ教育システムや教育相談に関する調査を実施し。その結果を踏まえて内容の検討を行った。併せて、全国のエデュセンター等が発行するインクルーシブ教育システムに関するガイドブックの検討も行った結果、教育相談に関するガイドブックは少なく、今後充実させていく必要があることが明らかになった。また、教育相談に関する専門性を向上する上で重要なのは、設定された座学での研修だけではなく、いわゆる OJT やオン・ザ・フライ・ミーティング等、日常的な研修や情報共有の仕組みの重要性や教師のキャリアステージに応じた役割の明確化が重要であることが明らかになった。

田原市は、令和元年度から地域実践研究に参画し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、「切れ目のない支援体制づくり」とその前提となる「顔の見える関係づくり」に取り組んだ。市内の子どもにかかわる全てに保育・教育施設である保育所・認定こども園、小・中・高等学校の保育者や教師と一緒に講義を聞き、協議をする合同研修を２年間

で5回実施する中で、参加者たちは、子どもの捉え方の相違に気づき、だからこそ共通理解が重要であることを認識した。この取組は文字通り「顔の見える関係づくり」であり、この関係性が施設や校種間の切れ目をなくすことにつながっている。校種や部局を越えて、このような関係づくりができるしかけを教育委員会が行っていることは、他の自治体に参考になるものと考えられる。

【総合考察】

本研究の1年間及び国立特別支援教育総合研究所(2020)の2年間の合計3年間を通して、インクルーシブ教育システムの理解啓発という課題に向き合ってきた。この3年間の研究経過を踏まえ、インクルーシブ教育システムの理解啓発とはなにかについて検討し、以下のような4点に整理した。

- ①インクルーシブ教育システムの理解啓発とは、子どもたちが多様性を理解し、多様性を尊重できることに向かって、特別支援教育と通常の学級における教育との融合を目指すことであると考えられる。特別支援教育を専門とする者が、通常の学級の教師に対して、一方的に知識や技術等を教えることではない。通常の学級の実践からの特別支援教育を専門とする者が学ぶことが多数あり、それを特別支援教育に取り入れていくことが必要である。
- ②通常の学級の教師が既に実践している個に対する支援は様々にある。インクルーシブ教育システムの理解啓発とは、特別支援教育を専門とする者が、特別支援教育の視点から、その意義や価値を見出すことであると考えられる。
- ③インクルーシブ教育システムの理解啓発とは、10年後の社会を想像し子どもたちを共生社会の担い手として育むことを教育の基本とすることである。そのための学校づくりや地域の体制づくりを進めることが重要であると考えられる。
- ④上記の①から③を教育の方向性として地域に示すことが、教育委員会から学校や地域に対するインクルーシブ教育システムの理解啓発と言える。

これらは、本研究等に取り組んだたくさんの方々の教育委員会の研究成果や研究の過程をともにする中で導き出されたものであり、まだ、理念的であり、理想の姿に過ぎない。しかし、理想を描き、発信し続けることこそがインクルーシブ教育システムの構築を現実のものにしていくと確信する。今後もさらに検討を続け、教育委員会、学校、教師の皆さんとインクルーシブ教育システムの構築を続けていきたいと考える。

【成果の活用】

青森県では、地域実践研究フォーラム（令和３年２月１０日、「特別支援教育巡回相談員研究協議会」と合同でオンラインにて開催）において、特別支援教育巡回相談員（小・中学校及び特別支援学校教員）、教育事務所特別支援教育担当指導主事および青森県総合学校教育センター特別支援教育課担当指導主事 52 名（感染症予防対策のため定員を半分に実施。参加できなかった 53 名には資料を配付した）に対して、研究成果の報告等を行った。

埼玉県では、地域実践研究フォーラム（令和３年２月下旬、「令和２年度共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業に係るインクルーシブ教育システム研修会」と合同で、オンデマンドで開催）において、県内市町村教育委員会担当指導主事、小・中・高等学校、特別支援学校の管理職及び教員に対して、研究成果の報告等を行った。

静岡県では、地域実践研究フォーラム（令和３年２月１５日、「令和２年度独立行政法人国立特別支援教育総合研究所地域実践研究報告会」として、オンラインで開催）において、袋井市内の全小・中学校の管理職及び教員、静岡県内教育事務所、総合教育センター、幼・小・中・高等学校の教員 86 名に対して、研究成果の報告等を実施した。

神戸市では、地域実践研究フォーラム（令和３年２月下旬から３月末、「令和２年度第３回特別支援教育コーディネーター担当者会」の一部として、オンデマンドで開催）において、研究成果の報告等を行った。

鹿沼市と田原市も地域実践研究フォーラムにおいて本研究の研究成果の普及を企画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となった。

本研究の成果として公表したものは以下の通りである。

- ・釜石市教育委員会 令和２年 11 月

「共に学び、共に育つ」教育の推進～インクルーシブ教育システムの理解啓発に向けて～、『教育広報かまいし』第 64 号

https://www.city.kamaishi.iwate.jp/docs/2019112000066/file_contents/11.pdf

- ・埼玉県教育委員会 令和３年 3 月

「小・中学校等を対象とした特別支援教育に関する研修パッケージ」

- ・静岡県教育委員会・袋井市教育委員会 令和３年 3 月

「児童生徒理解共有シート」

- ・田原市教育委員会 令和３年 3 月

「インクルーシブ教育システムの構築に向けて」（紙媒体で全教員に配付）

- ・神戸市教育委員会 令和３年 1 月

「小・中学校のための特別支援教育コーディネーターハンドブック改訂版」

「特別支援教育コーディネーターのための Q & A」

「みんなの特別支援教育④就学支援・合理的配慮編」

令和2年度地域実践研究「交流及び共同学習の充実に関する研究」

【背景】 近年、交流及び共同学習を推進していくための手立ては提供されてきているが、取組の充実に向けた課題は多く残されており、研究及び実践の蓄積が不可欠である。

【目的】 これまでの交流及び共同学習に関する施策、研究、実践を概観するとともに、課題とされている事項のうち、①障害のある児童生徒の保護者の意識や思いの把握、②居住地校交流の充実、③中学校における校内（特別支援学級と通常の学級）の取組の充実、の3点を取り上げ、保護者や担当教員等へのインタビュー調査等を通して、交流及び共同学習の充実に向けた視点、今後取り組むべき視点を検討・整理・提供することを目的とした。

【研究方法（交流及び共同学習の充実の視点の整理に向けたアプローチ）】

- ①交流及び共同学習に関する文献研究（論文・報告・資料等をもとにした施策、研究、実践の概観）
- ②障害のある児童生徒の保護者へのインタビュー調査（保護者の意識や思いの把握）

＜指定研究協力地域の取組＞

- ③居住地校交流の推進を担う特別支援学校の教員へのインタビュー調査（静岡県）
- ④中学校の特別支援学級担任への質問紙調査及び校長を交えたインタビュー調査（横須賀市）

【文献研究から ー取り組むべき課題ー】

- 障害種、実施形態・内容、学年等も踏まえた、多様な実践の蓄積
- 児童生徒や保護者の視点を踏まえた実践の検討
- 実践の質・成果や実践の評価に関する検討
- 通常の学級に在籍する教育的ニーズを有する児童生徒も含め、すべての児童生徒にとっての学びの充実の実現

【保護者の思いから ー期待と課題ー】

- 友だちとの交流を助け深める
- 自己について認識していく
- できることを増やす（学習、行動、他者関係、等）
- 同じ場で過ごす中でこそ期待できる育ち
- 周囲の児童生徒から学ぶ効果
- 実態、内容、ねらい、願い等の共有、共通理解
- 周囲の児童生徒、きょうだいの思い

【居住地校交流の充実の視点】

- 事前の打合せや事前学習の実施、情報共有
- 実施に向けた体制づくり（手順や役割）
- 教員間での副次的な籍に関する学習の積み重ね
- 小・中学校で学ぶ児童生徒への丁寧な説明
- 小・中学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、教職員への理解啓発
- 居住する地域での暮らしを意識した実践

【中学校における取組の充実の視点】

- 特別支援学級と通常の学級間の連携、調整
- 校内職員や通常の学級の生徒への啓発の工夫
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用
- 特別支援学級の生徒へのサポート体制の充実
- 支援会議の充実、及び特別支援教育コーディネーターの機能充実
- 校長のリーダーシップ

【まとめと今後の課題】

- 実践上の視点：**交流及び共同学習の活動・学習において「児童生徒が今持っている力が発揮できる」「自分が役に立っている実感が持てる」実践の展開
- 今後の展開に向けてのさらなる課題：**上記の【文献研究から ー取り組むべき課題ー】に加え、実践による児童生徒の成長・成果の検討、副次的な籍の普及・展開、ICTを活用した取組の展開、校内における特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ活動の充実

[地域実践研究]

交流及び共同学習の充実に関する研究

(令和2年度)

【研究代表者】 牧野 泰美

【要旨】

交流及び共同学習はインクルーシブ教育システム構築に向けた基礎的環境整備に位置付けられており、重要な教育活動である。先行研究によって、交流及び共同学習を推進していくための手立て等が提供されてきているが、実践の質の充実、保護者との連携等、課題も多く残されており、インクルーシブ教育システムの推進に向け、交流及び共同学習に係る研究及び実践の蓄積は不可欠である。

本研究では、これまでの交流及び共同学習に関する施策、研究、実践を概観するとともに、課題とされている事項として、障害のある児童生徒の保護者の意識や思いの把握、居住地校交流の充実、中学校における校内（特別支援学級と通常の学級）の取組の充実を取り上げ、保護者や担当教員等へのインタビュー調査等を通して、交流及び共同学習の充実に向けた視点、今後取り組むべき視点を検討・整理・提供することを目的とした。

障害のある児童生徒の保護者へのインタビューからは、交流及び共同学習に期待する事項とともに、児童生徒の実態や活動内容、活動のねらいや保護者の願い等についての情報共有や共通理解の重要性、障害のある児童生徒の保護者はもとより、本人、さらには、通常の学級に在籍する児童生徒やその保護者の視点も踏まえた検討の必要性が示された。

また、指定研究協力地域の課題でもある、居住地校交流の充実、中学校における校内の取組の充実に関しては、居住地校交流の推進を担う特別支援学校の教員へのインタビュー調査、中学校の特別支援学級担任への質問紙調査及び校長を交えたインタビュー調査を実施し、それぞれ、充実に向けて取り組むべき視点を示した。

最後に、今後の課題として、様々な実践の蓄積、児童生徒や保護者の思いを踏まえた検討、実践の質・成果や評価についての検討、副次的な籍の展開、ICTを活用した取組の展開、校内における共に学ぶ活動の充実等を挙げた。

【キーワード】

交流及び共同学習、保護者の意識・思い、居住地校交流、副次的な籍、中学校内における交流及び共同学習

【背景・目的】

交流及び共同学習はインクルーシブ教育システム構築に向けた基礎的環境整備に位置付けられており、重要な教育活動である。「交流及び共同学習の推進に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所，2018）においては、各地の取組の実態を明らかにするとともに、Q&Aの試案の作成等、交流及び共同学習を推進していくための手立てを提供した。しかし、実践の質の充実、保護者との連携等、課題も多く残されており、インクルーシブ教育システムの推進に向け、交流及び共同学習に係る研究及び実践の蓄積は不可欠である。

本研究では、これまでの交流及び共同学習に関する施策、研究、論説、実践、各種報告等を概観するとともに、課題とされている事項として、障害のある児童生徒の保護者の意識や思いの把握、居住地校交流の充実、中学校における校内の取組の充実を取り上げ、保護者や担当教員等へのインタビュー調査等を通して、交流及び共同学習の充実に向けた視点、今後取り組むべき視点を検討・整理・提供することを目的とする。

【方法】

本研究では、交流及び共同学習に関する文献研究（施策、研究、実践の概観）、交流及び共同学習に関する障害のある児童生徒の保護者の思い等に焦点を当てた調査研究、指定研究協力地域（静岡県及び横須賀市）の課題（居住地校交流の充実、中学校における取組の充実）に関する調査研究等により考察・検討を進める。研究全体の構造を図1に示す。

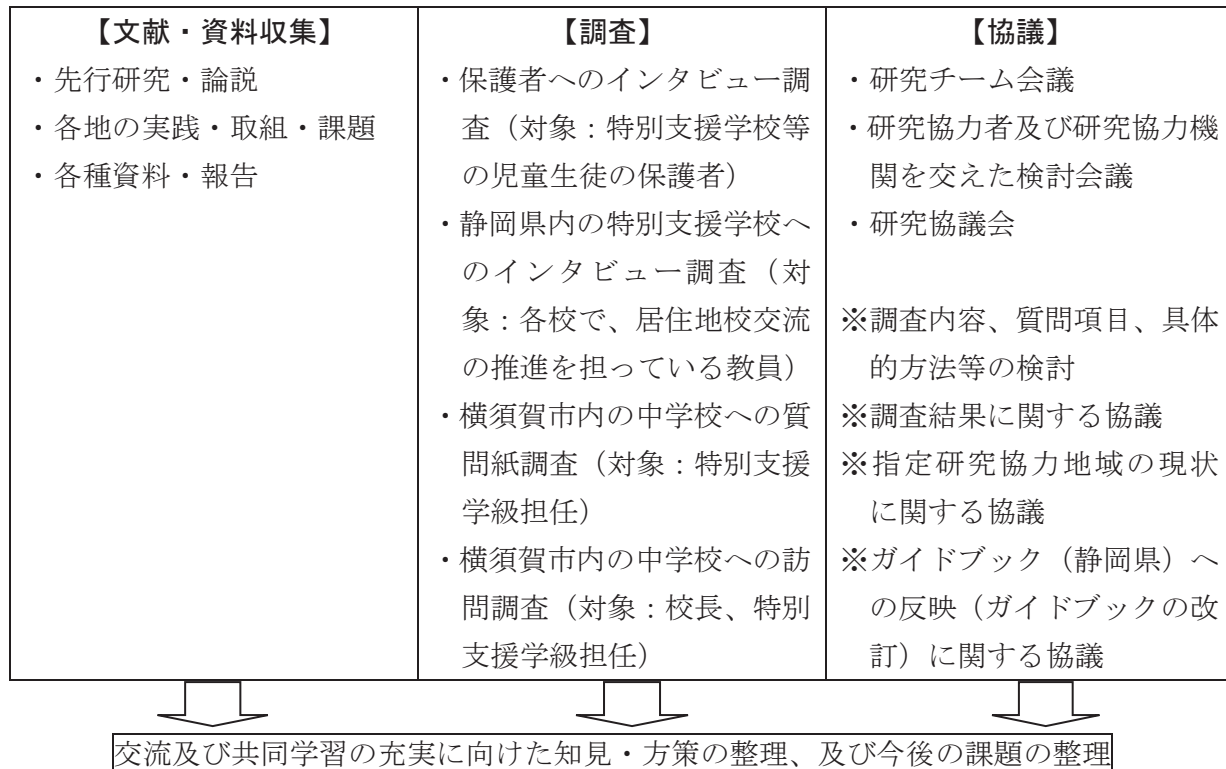


図1 研究全体の構造

【結果と考察】

1. 交流及び共同学習を巡る動向 …文献研究（施策、研究、実践等の概観）から

交流及び共同学習に関する文献、各種報告・資料等をもとに、施策、研究、実践を概観し、今後の充実に向けた視点や課題を整理した。

そこからは、校内における特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の実践、居住地校交流の実践、様々な障害種や学年に係る実践等、多様な実践の蓄積、児童生徒や保護者の視点を踏まえた実践の検討、児童生徒に見られる実践の成果や実践の評価に関する検討等、取り組むべき事項が示された。また、通常の学級にも多様な教育的ニーズを有する児童生徒が在籍しており、交流及び共同学習においては、その点も踏まえ、全ての児童生徒にとっての学びの充実の実現を念頭に置いて取り組む必要性も指摘された。

2. 保護者の視点から交流及び共同学習の充実を考える

…障害のある児童生徒の保護者へのインタビュー調査から

交流及び共同学習に参加する、もしくは過去に参加していた障害のある児童生徒の保護者に対して、主としてオンラインによるインタビューを行い、保護者の感じている交流及び共同学習の成果（よかったこと）、課題、事前の打合せ内容、希望等を聞き取った。対象は、小・中学校及び特別支援学校に現在在籍している、もしくは過去に在籍していた障害のある児童生徒の保護者 13 名であった。聞き取ったエピソードに関わる当時の児童生徒の在籍は小学校特別支援学級、特別支援学校小学部及び中学部、学年は小 1 ～中 3 と多様であった。また、居住地も関東、中部、中国、九州の各地方 3 ～ 4 名、児童生徒の障害種も視覚障害、知的障害、肢体不自由、情緒障害、自閉症スペクトラムと多様であった。

聞き取った内容からは、以下の事項が、多くの保護者に共通して意識されていた。

- ・友だちとの交流を拡げ、深めること
- ・自己について認識していくこと
- ・できることを増やすこと（学習面、行動面、他者との関係・コミュニケーション等）
- ・友だちと同じ場で過ごし、意識する中でこそ期待できる育ちがあること

これらに加えて、周囲の児童生徒の行動・様子の模倣等、周囲の児童生徒から学ぶ効果も期待されていた。

交流及び共同学習において、こうした事項が尊重・達成されるためには、教員の障害理解、専門性や実践力の向上はもとより、教員同士、さらには教員と保護者における児童生徒の実態・特性等の共通理解、学習活動のねらいや保護者の願い等に関する意見交換等が重要となる。関係する教員、保護者とも、情報共有、意見交換を、いつ、いかに行うかが工夫すべき点と考えられる。

交流及び共同学習の充実を考える際、障害のある児童生徒やその保護者だけでなく、通常の学級で学ぶ児童生徒やその保護者の視点も踏まえた議論の重要性、さらには、障害のある児童生徒のきょうだいの思いも重要な要素であることが示された。

3. 静岡県「交流籍」を活用した交流及び共同学習ガイドブックの内容充実（指定研究協力地域：静岡県）

…居住地校交流の推進を担う特別支援学校の担当教員へのインタビュー調査から

静岡県（本研究の指定研究協力地域）においては、交流及び共同学習について、特別支援学校に通う生徒が居住する地域の小・中学校に「副次的な籍」をおくこととしており、「交流籍」と呼んでいる。静岡県では、この交流籍を活用した取組（居住地校交流）を推進しており、ガイドブックも作成している。静岡県内の特別支援教育コーディネーターへの調査では、「居住地校交流の具体的実践」、「交流籍校への理解啓発」、「学校間の連携方法」等の課題が挙げられた。そこで、ガイドブックへの反映も目的として、交流籍を活用した居住地校交流の充実のための方策の検討を進めるため、静岡県内の特別支援学校へのインタビュー調査を行った。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査対象を県の研究指定校等、特別支援学校4校（視覚1校、知的1校、知・肢併置2校）に絞り、交流籍を活用した居住地校交流の推進を担っている教員にインタビューを実施した。聞き取りの観点は、交流及び共同学習の実践や、体制づくり、普及についての工夫と課題、交流及び共同学習の意義等とした。インタビューの結果から、居住地校交流の充実に向けた視点として、以下の事項が整理された。

- ・事前の打合せや事前学習の実施
- ・双方の児童生徒の目標や学習内容についての検討
- ・必要な情報の共通理解（打合せシートの活用等）
- ・小・中学校で学ぶ児童生徒に対する、障害、配慮、共に学ぶ方法等の丁寧な説明
- ・小・中学校の教職員への理解啓発（ポスター掲示等）
- ・居住地校交流の計画・実施の手順や各部署の役割の明確化等の体制づくり
- ・特別支援学校内における教員間での交流籍に関する学習の積み重ね
- ・居住地校交流に関する保護者の願いや希望の把握（アンケート等の工夫）
- ・市町村教育委員会指導主事、小・中学校の管理職や特別支援教育コーディネーターへの啓発（校長会やコーディネーター研修会等の活用）
- ・特別支援学校の児童生徒が居住する地域での暮らしを意識した実践

これらは、いずれも重要な視点であるが、事前打合わせや事前学習、保護者の願いや希望の把握の重要性等は、上記の保護者インタビューから得られた知見とも一致している。また、最後に挙げた、児童生徒の地域での暮らしを意識した実践は、児童生徒の日常生活の充実に直結し、学習活動・内容の検討を行うにあたり、有益な知見と考えられる。

4. 横須賀市の中学校における交流及び共同学習の充実（指定研究協力地域：横須賀市）

…中学校の特別支援学級担任及び学校長への調査から

交流及び共同学習に関して、校内の取組、とりわけ中学校における特別支援学級と通常の学級の取組の推進が課題となっている。横須賀市（本研究の指定研究協力地域）においても、中学校における取組の推進・充実を図る必要があり、実態の整理と充実方策の検討

を行うため、市内の中学校 23 校の特別支援学級担任への質問紙調査と、その結果から抽出した 3 校の学校長及び特別支援学級担任へのインタビュー調査を行った。調査の観点は、交流及び共同学習における成果、サポート体制、支援会議、特別支援学級の実態、交流及び共同学習を進める工夫、課題等とした。調査の結果から、中学校における校内の交流及び共同学習の推進・充実に向けた視点として、以下の事項が整理された。

- ・特別支援学級と通常の学級間の連携、調整
- ・校長のリーダーシップ
- ・特別支援学級の生徒に関する校内職員の把握・理解
- ・個々の生徒の特徴等を職員に伝達する機会の設定・工夫
- ・通常の学級の生徒に対する、特別支援学級の生徒へのサポート方法等を伝える機会の設定・工夫
- ・通常の学級の生徒に対し、適切なタイミングで特別支援学級の生徒への関わりをサポートできる体制
- ・個別的教育支援計画や個別の指導計画の活用
- ・特別支援学級の生徒への校内のサポート体制の充実
- ・支援会議及び特別支援教育コーディネーターの機能の充実

校内の交流及び共同学習の推進・充実は、校内における特別支援教育の推進・充実と密接に関連しており、特別支援教育の視点を生かした校内体制づくりや教育活動の展開が重要である。したがって、校内における障害のある児童生徒へのサポート体制や、支援会議を充実させていくことは、交流及び共同学習の推進・充実につながると考えられる。

【総合考察】

本研究では、文献や各種資料等から、これまでの交流及び共同学習に関する施策、研究、実践等を概観し、課題や取り組むべき事項を整理するとともに、障害のある児童生徒の保護者へのインタビュー調査、居住地校交流の推進を担う特別支援学校の担当教員へのインタビュー調査、中学校の校内における交流及び共同学習に関する特別支援学級担任への質問紙調査及び学校長を交えたインタビュー調査の各取組から、交流及び共同学習の充実に向けた視点を整理した。上記に示した、交流及び共同学習の計画・実施、体制づくり、学習活動の検討等を進めるうえで有益と考えられる視点に併せて、保護者へのインタビューにおける、「自己について認識していくこと」、「できることを増やすこと」等の保護者の語りから、実践の際に、あるいは実践内容の計画の際に持つべき視点として、交流及び共同学習の活動・学習において、児童生徒が持っている力を発揮できること、周囲の役に立っている実感が得られることの 2 点を指摘した。

最後に、今後の展開に向けて、さらなる課題と考えられる事項を整理した。

- ①本研究においても一部取り組んだが、交流及び共同学習に関して、障害のある児童生徒及びその保護者、通常の学級で学ぶ児童生徒やその保護者の意識を対象とした研究の蓄

積が質・量ともに求められること

- ②障害のある児童生徒及びその保護者、通常の学級で学ぶ児童生徒及びその保護者の、交流及び共同学習についての意識、思いを把握したうえで実践を検討することが求められること。また、その把握、共通理解をどのように行っていくかの工夫（時間、方法、ツール等も含む）が求められること
- ③交流及び共同学習の取組の成果について、障害のある児童生徒、障害のない児童生徒、双方の観点から研究の蓄積が求められること
- ④交流及び共同学習に関する実践について、対象、方法、内容等の各側面から多様な実践の蓄積が求められること。同時に、実践の質及び評価に関する研究の蓄積も求められること
- ⑤静岡県の「交流籍」の取組のような、地域の学校に副次的な籍を置く取組の一層の展開が求められること
- ⑥ICTを活用した交流及び共同学習についての実践・研究が求められること
- ⑦交流及び共同学習に関する、中学校における実践、校内における実践の蓄積が求められること
- ⑧障害のある児童生徒（多様な教育的ニーズのある児童生徒）が通常の学級で学ぶことを支えるための研究の一層の展開が求められること

上記のうち、⑤の副次的な籍の展開、⑥のICT活用への期待、及び⑦の校内における共に学ぶ活動の充実は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」（文部科学省、2021）においても言及されており、交流及び共同学習の充実に向けて、極めて重要な視点と位置付けられる。その他の上記の事項についても、現時点で、十分には実践・研究・議論が蓄積されていない事項であり、いずれも今後展開すべき重要課題である。

【文献】

国立特別支援教育総合研究所（2018）．交流及び共同学習の推進に関する研究．平成 28 年度－29 年度地域実践研究成果報告書．

文部科学省（2021）．新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告．

https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt_tokubetu02-000012615_2.pdf（アクセス日 2021 年 2 月 9 日）

【成果の活用】

本研究の成果の一部は、静岡県主催の成果普及のためのフォーラムにおいて報告した。

今後、研究成果報告書の Web サイトへの掲載等のほか、日本特殊教育学会等の関係学会における発表・シンポジウム、本研究所の専門研修等における講義や協議、都道府県をはじめ各自治体等の研修、各地の校長会、各地の特別支援連携協議会等において活用し普及を図る予定である。

研究成果報告書サマリー集（令和２年度終了課題）

令和３年５月 発行

発行 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585

神奈川県横須賀市野比５丁目１番１号

電話 046-839-6803

FAX 046-839-6918

URL <https://www.nise.go.jp/nc/>

